



NS Solutions

第42期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月21日（火曜日）午前10時
（受付は午前9時に開始いたします。）

開催場所

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
虎ノ門ヒルズ ビジネスタワー17階
当社会議室

（ご来場の際は、末尾のご案内図をご参照ください。）

<注意事項>

新型コロナウイルス感染拡大防止対応について

新型コロナウイルス（COVID-19）による感染拡大防止の対応については、3頁に記載しております。株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。なお、お土産のご用意はございません。



株主総会ライブ配信のご案内

株主総会の模様をインターネットによるライブ配信でご覧いただけます。



<https://v.srdb.jp/2327/2022soukai/>

詳細は7頁をご覧ください

目次

■ 第42期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	
<会社提案（第1号議案から第3号議案）>	
第1号議案 定款一部変更の件	8
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 10名選任の件	10
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外 取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の 割当てのための報酬決定の件	18
<株主提案（第4号議案から第7号議案）>	
第4号議案 定款一部変更の件（1）	21
第5号議案 定款一部変更の件（2）	24
第6号議案 定款一部変更の件（3）	27
第7号議案 自己株式の取得の件	30
[添付書類]	
■ 事業報告	33
1. 企業集団の現況に関する事項	33
2. 会社の株式に関する事項	45
3. 会社の新株予約権等に関する事項	45
4. 会社役員に関する事項	46
5. 会計監査人の状況	51
6. 会社の体制及び方針	52
■ 連結計算書類	57
■ 計算書類	58
■ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）	59
■ 会計監査人の監査報告書（謄本）	61
■ 監査等委員会の監査報告書（謄本）	63
■ [ご参考]	
個人投資家向けホームページのご案内	65
株主優待のご案内	65
株式事務の取扱いについて	66

日鉄ソリューションズ株式会社

証券コード：2327

証券コード 2327
2022年6月3日

株主の皆様へ

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
日鉄ソリューションズ株式会社
代表取締役
社 長 森 田 宏 之

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、昨年より引き続き、適切な新型コロナウイルス感染拡大防止の対応を実施させていただいた上で、開催させていただきます。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、極力、書面または電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、このような状況下においても、より多くの株主様に株主総会の模様をご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行いますのでご視聴ください。

（詳細につきましては7頁記載の「インターネットによるライブ配信のご案内」をご参照ください。ライブ配信内での議決権の行使や質問、動議を行うことはできませんので、あらかじめご了承ください。）

【書面（議決権行使書）により議決権を行使される場合】

同封の議決権行使書に賛否を記載のうえ、**2022年6月20日（月曜日）午後5時20分**までに到着するようご返送ください。なお、各議案についての賛否を記載する欄に賛否の記載がない場合には、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

【電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合】

後記「インターネット等による議決権行使について」（5～6頁）をご参照のうえ、インターネットにより議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスいただくか、あるいはスマートフォンによりスマートフォン用議決権行使ウェブサイト（議決権行使書に記載のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコードによりログイン）にアクセスいただき、**2022年6月20日（月曜日）午後5時20分**までに、画面の案内に従って賛否を入力することにより議決権をご行使ください。

なお、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネット等と議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。ただし、双方が同日に到着した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

【代理人により議決権を行使される場合】

委任状を議決権行使書とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお代理人の資格は、議決権を行使できる他の株主様1名に限るものとさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月21日（火曜日）午前10時（受付は午前9時に開始いたします。）
2. 場 所 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒルズ ビジネスタワー17階 当社会議室
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 株主総会の目的である事項
報告事項 第42期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容、会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類の監査の結果並びに計算書類の内容の報告の件

決議事項

＜会社提案（第1号議案から第3号議案）＞

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

＜株主提案（第4号議案から第7号議案）＞

第4号議案 定款一部変更の件（1）

第5号議案 定款一部変更の件（2）

第6号議案 定款一部変更の件（3）

第7号議案 自己株式の取得の件

（ご留意いただきたい事項）

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 議決権の不統一行使を行う株主様は、2022年6月15日（水曜日）までに、書面をもってその旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。
3. 事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容とすべき事項並びに株主総会参考書類に記載すべき事項について、修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ（<https://www.nssol.nipponsteel.com/>）にて、修正後の事項を開示いたします。
4. 以下の事項につきましては、法令及び定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.nssol.nipponsteel.com/>）に掲載し、ご提供いたしております。
 - ・連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
5. 招集ご通知並びに株主総会参考書類の英訳版を以下当社ホームページに掲載しております。
当社ホームページ（<https://www.nssol.nipponsteel.com/en/>）

以 上

新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大防止に関するお知らせ

新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大防止のため、下記の対応を実施いたします。株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

記

1. 株主様へのお願い

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、手洗い、マスク着用、三つの密回避などの基本的感染対策が要請されている状況を踏まえ、感染拡大防止の観点から、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- ・当日の様様をご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行いますので、7頁記載の「インターネットによるライブ配信のご案内」をご参照ください。
- ・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。

2. ご来場される株主様へのお願い

- ・会場受付付近で、株主様のため消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスク持参・着用をお願い申し上げます）
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、議場における報告事項においては要旨について説明をさせていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

3. 当社の対応について

- ・当社の役員及び運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・受付及び会場内各所には、消毒液を設置いたします。
- ・飲食物のご提供は控えさせていただきます。
- ・株主様にご着席いただく座席間隔を広めにとらせていただきます。これに伴いご用意できる席数に限りがございますので、別室からテレビモニターを通じてのご参加や、入場を制限させていただきます場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・株主様へのお土産のご用意はございません。

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ホームページ（<https://www.nssol.nipponsteel.com/>）より、発信情報をご確認ください。併せてお願い申し上げます。

以 上

議決権行使方法についてのご案内

▼下記3つの方法がございます。

株主総会へのご出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主の方1名に委任するに限られます。
なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。



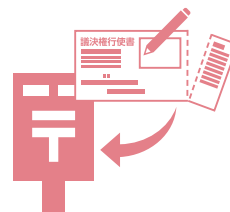
株主総会開催日時

2022年6月21日（火曜日）午前10時（受付は午前9時に開始いたします。）

郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

※各議案についての賛否を記載する欄に賛否の記載がない場合には、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。



行使期限

2022年6月20日（月曜日）午後5時20分到着

インターネット等によるご行使

後記「インターネット等による議決権行使について」（5～6頁）をご参照のうえ、当社議決権行使ウェブサイトにごアクセスしていただき、行使期限までに画面の案内に従って賛否をご入力ください。



行使期限

2022年6月20日（月曜日）午後5時20分入力

インターネット等による議決権行使について

議決権をインターネット等により行使される場合は、次の事項をご了承ください。

I. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

II. 議決権行使の方法について

1. パーソナルコンピュータをご利用の場合

上記アドレスにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

2. スマートフォンをご利用の場合

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

III. パスワードのお取り扱いについて

1. パスワードは、議決権をご行使される方が株主ご本人であることを確認する手段ですので、大切に保管願います。
2. パスワードのお電話などによるご照会にはお答えいたしかねます。
3. パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内に従ってお手続きください。



IV. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためのシステム環境

1. パーソナルコンピュータ用サイトによる場合

- ◇画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- ◇以下のWebブラウザがインストールされていること（以下の組み合わせで動作確認をしています）。

OS	Webブラウザ
Microsoft Windows 8.1	Edge、Chrome
Microsoft Windows 10	Edge、Chrome

※Microsoft WindowsおよびEdgeは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。
 ※Chromeは、Google LLCの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

- ◇ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）してください。
- ◇上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

2. スマートフォン用サイトをご利用の場合

- ◇以下のブラウザがインストールされていること。

iPhone	iOS 8.0 以上（Safariブラウザ）
Android	Android 4.4 以上（Chromeブラウザ）

V. インターネットでの議決権行使でパーソナルコンピュータやスマートフォンの操作方法がご不明な場合

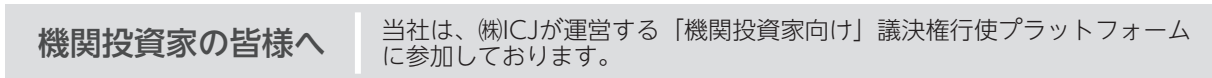
インターネットでの議決権行使に関するパーソナルコンピュータやスマートフォンの操作方法がご不明な場合は、次の専用ダイヤルへお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話 0120-652-031（9：00～21：00）

※インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネット等と議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。ただし、双方が同日に到着した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様へ

当社は、(株)ICJが運営する「機関投資家向け」議決権行使プラットフォームに参加しております。



インターネットによるライブ配信のご案内

より多くの株主様に株主総会の模様をご覧いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

ライブ配信内での議決権の行使や質問、動議を行うことはできません。

4頁に記載の「議決権行使方法についてのご案内」をご参照の上、**事前の議決権行使をお願い申し上げます。**

配信日時

2022年6月21日（火） 午前10時～株主総会終了時刻まで

配信ページは、開始時間1時間前の午前9時頃に開設予定です。

ご視聴方法

下記ウェブサイトよりアクセスいただき、**ログインID、パスワード**をご入力の上ログインボタンをクリックしてください。

スマートフォンからもご視聴いただけます。



配信URL <https://v.srdb.jp/2327/2022soukai/>

ログインIDおよびパスワードについて

ID

議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」（数字9桁）

※議決権行使書用紙ご返送の前に株主番号をお控えください。

パスワード

ご登録住所の郵便番号（数字7桁、ハイフン無し）
※3月末現在

<ご留意事項>

- ご使用の端末およびインターネットの接続環境並びに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合がございます。
- 動画配信をご視聴いただく場合の通信料等につきましては、株主様のご負担となります。
- インターネット環境や機材トラブル、その他の事情により、やむを得ず動画配信を中断または中止する場合がございます。
- 動画配信の録画・撮影や保存はご遠慮ください。
また、URL・ID・パスワードの外部公開はお控えくださいますようお願い申し上げます。
- 当日の会場撮影はご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席および役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- やむを得ない事情によりライブ配信を中止とする場合は、当社ホームページにてお知らせいたします。

<当社ホームページ> <https://www.nssol.nipponsteel.com/>

ご視聴に関するお問い合わせ先

宝印刷株式会社
(ライブ配信サポート)

TEL : 0120-243-016

受付時間：6月21日（火）午前9時～午前12時まで

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されると、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものであります。

(2) 株主総会における議決権の不統一行使に関する事前通知の様式を電磁的方法による通知を可能とすべく、当該内容を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示) 第15条 <u>本会社は、株主総会の招集の通知に際して、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従い、電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとることにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(議決権の不統一行使) 第18条 議決権を統一しないで行使する株主は、株主総会の日 の3日前までに、本会社に対してその有する議決権を 統一しないで行使する旨及びその理由を、書面によ り、通知しなければならない。</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類 等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるも のとする。</u> ② 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省 令で定めるものの全部または一部について、議決権の 基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する 書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のイン ターネット開示）の削除及び変更後定款第15条（電 子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法 律（令和元年法律第70号）附則第1項ただし書きに規 定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 （以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとす る。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内 の日を株主総会の日とする株主総会については、変更 前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネッ ト開示）はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または 前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれ か遅い日後にこれを削除する。</p> <p>(議決権の不統一行使) 第18条 議決権を統一しないで行使する株主は、株主総会の日 の3日前までに、本会社に対してその有する議決権を 統一しないで行使する旨及びその理由を、<u>書面又は電 磁的方法</u>により、通知しなければならない。</p>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（10名）は本定時総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いいたしますと存じます。

候補者は次のとおりであります。



所有する当社の株式の数
15,601株

候補者番号

1

もり た ひろ ゆき
森 田 宏 之

生年月日
1958年7月16日

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1982年4月 新日本製鐵(株)入社
- 1989年4月 当社へ外向
- 2003年3月 新日本製鐵(株)退職
- 2004年10月 当社金融ソリューション事業部 企画・マーケティング部 部長
- 2006年4月 当社金融ソリューション事業部 営業第三部長
- 2008年4月 当社金融ソリューション事業本部 情報系ソリューション事業部長
- 2010年4月 当社業務役員
- 2012年6月 当社取締役 企画部長兼財務部長
- 2013年6月 当社上席執行役員 産業・流通ソリューション事業本部 流通・サービスソリューション事業部長
- 2015年6月 当社取締役上席執行役員 産業・流通ソリューション事業本部長
- 2016年4月 当社取締役常務執行役員 産業・流通ソリューション事業本部長、営業統括本部長
- 2019年4月 当社代表取締役社長
現在に至る



所有する当社の株式の数
10,049株

候補者番号

2

おお しろ
大 城

たかし
卓

生年月日
1959年9月14日

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 新日本製鐵(株)入社
2001年4月 当社へ出向
2002年4月 当社システム研究開発センター システム基盤技術研究部長
2003年3月 新日本製鐵(株)退職
2004年4月 当社基盤ソリューション事業部 コンサルティング&エンジニアリング部長
2005年4月 当社ITエンジニアリング・サービス事業部 ITエンジニアリング部長
2007年4月 当社ITインフラソリューション事業本部 ITエンジニアリング事業部長
2008年4月 当社業務役員
2011年6月 当社取締役
2013年6月 当社取締役上席執行役員 ITインフラソリューション事業本部長
2016年4月 当社取締役常務執行役員 ITインフラソリューション事業本部長
2019年4月 当社取締役常務執行役員 テレコムソリューション部門、社会公共ソリューション部門、ITインフラソリューション・サービス部門担当
2021年4月 当社取締役専務執行役員 テレコムソリューション部門、社会公共ソリューション部門、ITインフラソリューション・サービス部門担当
2022年4月 当社取締役専務執行役員 テレコムソリューション部門、社会公共ソリューション部門、ITインフラソリューション・サービス部門、デジタルテクノロジー&ソリューション部門担当
現在に至る



所有する当社の株式の数
982株

候補者番号

3

まつ むら あつ き
松 村 篤 樹

生年月日
1961年5月18日

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 新日本製鐵(株)入社
1992年4月 同社 技術開発本部 エレクトロニクス研究所 半導体基盤技術研究センター 主任研究員
2001年4月 ワッカー・エヌエスシーイー(株)出向 SOI/SIMOXグループリーダー
2004年10月 シルトロニック・ジャパン (2004年に社名変更) 取締役
2008年8月 同社代表取締役社長 営業統括本部長兼務
2012年11月 同社退職
2012年12月 新日鐵住金(株)入社 経営企画部 上席主幹
2015年4月 同社参与
2015年6月 当社監査役
2016年4月 新日鐵住金(株)執行役員
2017年4月 同社執行役員 業務プロセス改革推進部長
2019年4月 日本製鐵(株)常務執行役員
2020年3月 同社退職
2020年4月 当社入社 常務執行役員 鉄鋼ソリューション事業本部、IoTソリューション事業推進部担当
2020年6月 当社取締役常務執行役員 鉄鋼ソリューション部門、IoTソリューション事業推進部担当
2021年4月 当社取締役専務執行役員 鉄鋼ソリューション部門、IoTソリューション事業推進部担当
2022年4月 当社取締役専務執行役員 デジタル製造業センター、産業ソリューション部門、鉄鋼ソリューション部門、IoTソリューション事業推進部担当
現在に至る



所有する当社の株式の数
6,667株

候補者番号

4 たま おき かず ひこ 生年月日
玉 置 和 彦 1961年12月2日

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 新日本製鐵(株)入社
2001年4月 当社へ出向
2002年2月 当社基盤ソリューション第三事業部 営業部長
2003年3月 新日本製鐵(株)退職
2012年4月 当社人事部長
2015年4月 当社執行役員 人事部長
2016年4月 当社執行役員 産業・流通ソリューション事業本部 流通・サービスソリューション事業部長
2018年4月 当社執行役員 人事本部長
2018年6月 当社取締役執行役員 人事本部長
2019年4月 当社取締役上席執行役員 鉄鋼ソリューション部門、営業統括本部、人事本部担当 人事本部長
2020年6月 当社取締役上席執行役員 営業統括本部、人事本部担当 人事本部長
2021年4月 当社取締役常務執行役員 営業統括本部、管理本部、企画部、財務部、法務・知的財産部、人事本部、内部統制・監査部担当
現在に至る



所有する当社の株式の数
2,371株

候補者番号

5 よし だ かっ ひこ 生年月日
吉 田 勝 彦 1966年1月14日

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月 新日本製鐵(株)入社
2001年4月 当社へ出向
2003年3月 新日本製鐵(株)退職
2006年4月 当社産業ソリューション事業部 産業ソリューション企画推進部長
2013年4月 当社産業・流通ソリューション事業本部 産業ソリューション事業部副事業部長
2015年4月 当社産業・流通ソリューション事業本部 産業ソリューション事業部長
2016年4月 当社執行役員 産業・流通ソリューション事業本部 産業ソリューション事業部長
2019年4月 当社執行役員 技術本部長、アカデミーセンター所長
2019年6月 当社取締役執行役員 技術本部長、アカデミーセンター所長
2020年4月 当社取締役上席執行役員 金融ソリューション部門、技術本部、IoTソリューション事業推進部担当 技術本部長
2020年6月 当社取締役上席執行役員 金融ソリューション部門、技術本部担当 技術本部長
2021年4月 当社取締役上席執行役員 DX&イノベーションセンター、金融ソリューション部門、技術本部担当
現在に至る



所有する当社の株式の数
1,807株

候補者番号

6 黒木 益尚 くろ き ます なお 生年月日 1967年1月10日

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月 新日本製鐵(株)入社
 2001年4月 当社へ出向
 2003年3月 新日本製鐵(株)退職
 2005年4月 当社金融ソリューション事業部 営業第一部長
 2010年4月 当社流通・サービスソリューション事業部 営業部長
 2011年4月 当社流通・サービスソリューション事業部 副事業部長
 2014年10月 当社金融ソリューション事業本部 営業本部長
 2016年4月 当社金融ソリューション事業本部 副本部長
 2017年4月 当社執行役員 金融ソリューション事業本部 副本部長
 2018年4月 当社執行役員 産業・流通ソリューション事業本部 流通・サービスソリューション事業部長
 2020年4月 当社執行役員 金融ソリューション事業本部長
 2021年4月 当社上席執行役員 金融ソリューション事業本部長
 2022年4月 当社上席執行役員 流通・サービスソリューション部門、金融ソリューション部門、営業統括本部担当
 現在に至る



所有する当社の株式の数
0株

候補者番号

7 青島 矢一 あお しま や いち 生年月日 1965年2月11日

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年4月 国立大学法人一橋大学イノベーション研究センター助教授
 2007年4月 同センター准教授
 2012年4月 同センター教授
 2014年12月 内閣府総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会 専門委員
 2015年6月 当社取締役 現在に至る
 2018年4月 国立大学法人一橋大学イノベーション研究センター長
 現在に至る

(重要な兼職の状況)

国立大学法人一橋大学イノベーション研究センター長
 テックポイント・インク社外取締役

<選任理由および期待される役割の概要>

青島矢一氏につきましては、過去に社外役員となる以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、一橋大学イノベーション研究センター長として長年経営戦略論等の研究に従事しており、経営戦略分野研究の専門家としての見識及び当社の取締役としての実績に基づき、引き続き当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) ① 青島矢一氏は、会社法に定める社外取締役候補者であります。
 ② 当社は、同氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
 ③ 同氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって7年であります。



所有する当社の株式の数

0株

候補者番号

8

いし い あつ こ
石井 淳子

生年月日

1957年11月17日

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 労働省（現厚生労働省）入省
 2009年7月 厚生労働省 大阪労働局長
 2010年7月 厚生労働省 大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）
 2012年9月 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長
 2014年7月 厚生労働省 政策統括官（労働担当）
 2015年10月 厚生労働省 社会・援護局長
 2016年6月 厚生労働省 退官
 2018年1月 内閣府 消費者委員会専門委員（公益通報者保護専門調査会）
 2019年6月 当社取締役
 現在に至る

（重要な兼職の状況）

三井住友海上火災保険(株) 社外取締役
 川崎重工業(株) 社外取締役（監査等委員）

<選任理由および期待される役割の概要>

石井淳子氏につきましては、過去に社外役員となる以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、厚生労働省勤務時に雇用均等・児童家庭局長を含め幅広い分野の要職を歴任するなど、雇用や労働に関する豊富な経験と高い見識を有しており、引き続き働き方変革を推進する当社の取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) ① 石井淳子氏は、会社法に定める社外取締役候補者であります。
 ② 当社は、同氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
 ③ 同氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年であります。



候補者番号

9

いし い ち ろう
石井 一郎

生年月日

1955年6月15日

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月 東京海上火災保険（現 東京海上日動火災保険）(株) 入社
 2010年6月 東京海上ホールディングス(株) 執行役員
 2013年6月 同社 常務執行役員
 2015年6月 同社 専務取締役
 2017年4月 同社 取締役副社長
 2018年10月 同社 常勤顧問
 2020年4月 デロイトトーマツ合同会社 アドバイザー 現在に至る
 2020年6月 当社取締役
 現在に至る

所有する当社の株式の数

0株

(重要な兼職の状況)

デロイトトーマツ合同会社アドバイザー

能美防災(株)社外取締役

Terra Motors(株)社外取締役

troish(株)代表取締役

<選任理由および期待される役割の概要>

石井一郎氏につきましては、豊富なグローバル経験および企業経営に関する高い見識を有しており、引き続き当社の取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) ① 石井一郎氏は、会社法に定める社外取締役候補者であります。
 ② 当社は、同氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
 ③ 同氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。



所有する当社の株式の数

0株

候補者番号

10

ふな こし ひろ ふみ
船 越 弘 文

生年月日

1963年6月17日

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年7月 新日本製鐵(株)入社
2001年9月 同社 大分製鐵所 人事グループリーダー
2009年4月 同社 経営企画部 マネジャー
2012年10月 同社 経営企画部 上席主幹
2013年6月 同社 八幡製鐵所 総務部長
2016年4月 同社 経営企画部 部長
2018年4月 同社 執行役員
2019年4月 同社 執行役員 経営企画部長委嘱
2021年4月 同社 常務執行役員 現在に至る
2021年6月 当社取締役 現在に至る

(重要な兼職の状況)

日本製鐵(株) 常務執行役員

(注) ① 船越弘文氏は、現在、当社の親会社である日本製鐵株式会社（株）の常務執行役員であります。

(責任限定契約について)

当社は、青島矢一氏、石井淳子氏、石井一郎氏及び船越弘文氏の各氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、各氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度とする旨の契約を締結しております。なお、第2号議案が原案どおり可決されたときは、同契約は継続されます。

(補償契約について)

当社は、森田宏之氏、大城卓氏、松村篤樹氏、玉置和彦氏、吉田勝彦氏、青島矢一氏、石井淳子氏、石井一郎氏及び船越弘文氏の各氏との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する旨の契約を締結しております。なお、第2号議案が原案どおり可決されたときは、同契約は継続されます。

当社は、第2号議案が原案どおり可決されたときは、黒木益尚氏との間で、上記契約と同旨の契約を締結する予定です。

(ご参考)

取締役会の構成（スキル・マトリックス）＊本総会において各取締役候補者が選任された場合

		事業マネジメント	営業・マーケティング	技術・研究開発	グローバル	会計・ファイナンス	法務・リスクマネジメント	人事・労務・人材開発	ESG/SDGs	専門性を発揮できる事業領域		
										アプリケーション	ITインフラ	顧客業種
業務執行取締役	森田 宏之	●	●		●	●			●	●		産業、流通・サービス、金融
	大城 卓	●		●	●				●		●	テレコム、公共公益
	松村 篤樹	●		●	●					●		鉄鋼
	玉置 和彦	●	●				●	●	●	●	●	流通・サービス、鉄鋼
	吉田 勝彦	●		●	●					●		産業、金融
	黒木 益尚	●	●							●		
非業務執行取締役	青島 矢一			●	●				●			
	石井 淳子						●	●	●			
	石井 一郎	●			●		●					
	船越 弘文	●						●				
監査等委員である取締役	高原 正之		●				●					
	樋口 哲朗					●						
	星 周一郎						●					

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2021年6月18日開催の第41期定時株主総会において年額350百万円以内（うち社外取締役は年額35百万円以内）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しを行い、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することとしたいと存じます。

つきましては、本制度に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される報酬総額を、現行の取締役報酬枠とは別枠で年額25百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年17千株以内として設定したいと存じます（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名（うち社外取締役3名）となります。

（本制度の概要）

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される報酬総額は、現行の取締役報酬枠とは別枠で年額25百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年17千株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとしております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、今般の報酬制度の見直しにあたり、2022年3月30日開催の取締役会において、独立社外取締役が過半数を占める役員人事・報酬会議での審議を経て、2022年4月1日から（譲渡制限付株式報酬に関しては本株主総会で本議案が原案どおり承認可決されることを条件として）、第43期（2022年度）における当社の「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の内容を決定しております。本議案は当該方針に沿った取締役の報酬の付与のために必要かつ合理的な内容であることから、本議案の内容は相当であるものと判断しています。

※当社は、本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件として、当社の執行役員に対しても、本制度におけるものと同様の譲渡制限付株式を付与する制度を導入する予定です。

(ご参考)

第43期（2022年度）における当社の「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定方針」の内容の概要は、2022年4月1日から（譲渡制限付株式報酬に関しては第42期定時株主総会での承認可決を条件として）、以下のとおり定めております。

社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、各取締役の役割と職責に応じて予め定められた役位別の固定報酬と業績連動報酬から構成されます。業績連動報酬は、短期業績連動報酬及び中長期業績連動報酬から構成し、短期業績連動報酬は、当事業年度の連結上の当期純利益及び対前年度の当期純利益成長率に連動します。中長期業績連動報酬は、譲渡制限付株式報酬及びサステナビリティ経営の実現に向けたマテリアリティへの取り組みの評価に対応した中長期業績連動報酬（金銭）により構成します。加えて、代表取締役社長による取締役毎の担当領域での実績等評価を加味（各役位別報酬金額の5%の範囲内）して、実際の支給額を算出しております。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、固定報酬のみとしております。

<株主提案（第4号議案から第7号議案まで）>

第4号議案から第7号議案までは、株主からのご提案によるものであります。

議案の件名、議案の要領及び提案の理由は、株主から提出された株主提案書の原文のまま記載しております。

第4号議案 定款一部変更の件（1）

I. 本株主提案の内容および理由

①議案の要領

現行の定款に以下の章を新設し、現行定款「第7章 計算」を「第8章 計算」へ変更の上、第31条以降を、各々2条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

第7章 特別調査委員会

（特別調査委員会の設置）

第31条 本会社は、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等、本会社のコンプライアンスに関する事項に関する調査を実施するために特別調査委員会（以下「本特別調査委員会」という。）を設置する。本特別調査委員会は、本会社及び本会社の取締役から独立した弁護士となる資格を有する委員により構成されるものとし、2022年9月1日までに、調査の結果について調査報告書及び改善案を対外的に開示する義務を負う。

②提案の理由

提案者は、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）に対する責任あるアプローチにより成長するビジネスを支援することをポリシーとして掲げており、投資先企業のESGのパフォーマンスについても、公開情報に基づくモニタリングを行っています。そして、投資先企業において、差別、ハラスメント、従業員の福利厚生などに関する問題があると認識した場合には、投資先企業の取り組みに疑問を投げかけ、前向きな変化に影響を与えることができるよう、投資先企業の経営陣に働きかけることとしております。

提案者は、このような投資先企業に対するモニタリングの中で、当社の人材マネジメントに関し、提案者のESGポリシーに照らすと看過できない問題が生じている可能性があることを認知しました。そこで、提案者は、当社の人材マネジメントについて、以下のとおり、さらに深度ある調査（以下「本件調査」といいます。）を行いました。

- ア インターネット上の複数の掲示板において、2007年から2021年までの過去15年間にわたって、当社においてセクシャルハラスメントが行われていることを示唆する書き込みが存在したため、これらのコメントの分析を行いました。
- イ 2017年5月に、当社で契約社員として働いていた女性が、セクシャルハラスメントで休職に追い込まれ、さらに雇止めをされたとして当社に対し、雇止めの無効や慰謝料などを求める訴訟を提起していたため、訴訟記録を閲覧し、事案についての分析を行いました。
- ウ 当社の親会社である日本製鉄株式会社についても、インターネット上の複数の掲示板において、2013年から2021年までの過去8年間にわたって、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメン

- トが行われていることを示唆する書き込みが存在したため、これらのコメントの分析を行いました。
- エ 当社の人材関連データを分析し、離職率や女性管理職の登用数等について調査・分析を行いました。
 - オ 当社の元従業員複数名に対し、従業員の労務・就労環境や福利厚生、外国人従業員に対する差別の有無に関して延べ760分に渡りヒアリングを行いました。その結果、当社においてセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを目撃した、あるいは実際に被害を受けた、社内ではハラスメントを行った者に対して徹底的な調査が行われていない等の供述を得たため、これらの供述の分析を行いました。

本件調査の結果、提案者は、当社のESGのパフォーマンス、特に人材マネジメントの分野には、深刻な懸念が生じていると判断しております。

当社の離職者数は過去5年間で倍増しており、特に女性の離職率は倍以上に増加しています。

提案者は、提案者が抱く人材マネジメントに関する懸念を当社とも共有し、問題の解決に向けた取り組みを促すため、2021年11月、当社の執行役員等と面談を行い、従業員のウェルビーイングに関する具体的な目標設定とその実績や取り組みに関する詳細な情報開示と、従業員のダイバーシティとインクルージョンに関する目標設定（例：日本人社員と外国社員の平均勤続年数・管理職比率・管理職昇進比率）とその実績や取り組みに関する詳細な情報開示を求めました。しかしながら、当社からは、提案内容に関して具体的なアクションを取るなどの回答は得られませんでした。

また、提案者は、2022年3月に当社の取締役2名（うち1名は社外取締役）と面談し、本件調査の結果を知らせるとともに、提案者が当社の就労環境（特にセクシャルハラスメント対応とパワーハラスメント対応）について深刻な懸念を抱いていること、提案者のESGポリシーに照らしてもこれは看過できないことを伝えました。しかしながら、当社からは、セクシャルハラスメントとパワーハラスメントについては、事案が生じる都度正しい対処を行っている旨の回答があり、本件調査の結果を踏まえた新たな具体的なアクションプランなどの提示はありませんでした。

その後、提案者は、本件に関するフォローアップのため、当社に対し、他の2名の社外取締役及び森田代表取締役社長との面談を要請しておりますが、現在までのところ実現していません。

本件調査の結果とその後の当社の対応を踏まえると、提案者は、当社においては、従業員のウェルビーイングや人事課題についての対処が遅れていると判断せざるを得ません。当社の成功の核となるのが人材であることを考えると、2015年から2020年にかけて年間の退職者数がほぼ倍増していることは、非常に大きなリスクです。効果的で継続可能な人材マネジメントを実現するためには、従業員のウェルビーイングを優先した労働環境づくりを行うことは急務であり、特に、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントについては、徹底的な調査と調査結果に応じた適切な処分を行うとともに、被害者が無視されたり、貶められたり、非難されることが決してないように環境を整えなければなりません。

そこで、提案者は、本株主提案の通り、独立した委員により構成される特別調査委員会を設置し、セクシャルハラスメントおよびパワーハラスメント等のコンプライアンスに関する事項を調査することを、提案致します。

II. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

①当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

当社といたしましても、従前より、ハラスメント防止を含むコンプライアンスの推進を経営上の重要課題と認識しております。当社はこれまでも、コンプライアンス体制を整備し、具体的な施策を進めてまいりました。NSSOLグループ行動規範（グローバル・ビジネス・コンダクト）においては、「安全・健康で働きやすい職場環境を実現するとともに、従業員の人格と多様性を尊重します」と定めるとともに、「ハラスメントの禁止」を掲げ、重要施策の一つとしてハラスメント防止に積極的に取り組んでおります。社員全員を対象とする内部統制に関する意識調査（ハラスメントを含む）、e-ラーニング、管理職以上全員を対象としたハラスメント防止研修を実施するとともに、ポスター掲示やイントラでの周知徹底、相談員としての女性スタッフ配置等によってヘルプラインの活用促進を図っております。

当社は、公益通報を受け付ける社内・社外の通報受付・相談窓口を設置し、ヘルプラインとして運用してまいりました。ヘルプラインでは、ハラスメント等の人権侵害を含むコンプライアンスに関する通報・相談を当社グループの業務に従事する社員、パートナー及びその家族の方々から受け付けており、これらの内部通報・相談等の個別事案への対応については、必要に応じ、弁護士・外部専門機関等、社外の助言を得て、関係者への指導・教育を行うとともに、その適切な解決を図っています。

2020年7月には、内部統制・監査部を設置し、コンプライアンス事案対応、ヘルプラインの運用、内部統制に関する基本方針及び年度計画の策定等のPDCA管理を実行しており、取締役会に対し、そのPDCA管理の状況や、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の人権侵害などのESGリスクも含むリスク管理に関する事項を定期的に報告しております。

一方、当社では、全ての社員が生き活きと働き、自らの成長と事業への貢献を実感できるような働き方を実現するための様々な取り組みも展開しております。

一例として、女性活躍推進の観点では、仕事と育児・介護等のライフイベントとの両立を支援する制度・風土づくりをはじめとした、当社の働き方変革の推進への取り組み水準の高さが評価され、厚生労働省から、「女性活躍推進法」に定める取り組みの実施状況等が優良な企業として「えるぼし」認定を、「次世代育成支援対策推進法」に基づく優良な「子育てサポート」企業として「プラチナくるみん」認定を、仕事と介護を両立できる職場環境の整備に取り組んでいる企業として「トモニン」を取得しております。

2021年6月に当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。以降、社外取締役が過半数を占める監査等委員会が、内部統制システムの監視及びリスク管理を行うことによって、それぞれの対策の実効性を確保しております。

従いまして、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

また、業務執行に関わる個別の事項について定める規定は、会社の根本規則である定款の規定になじまないものであると考えております。

以上のとおり、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

第5号議案 定款一部変更の件（2）

I. 本株主提案の内容および理由

①議案の要領

現行の定款に以下の章を新設し、現行定款「第7章 計算」を「第8章 計算」へ変更の上、第31条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

第7章 特定投資株式の売却

（特定投資株式の売却）

第31条 本会社は、原則として特定投資を縮減していく方針とし、やむを得ない場合をのぞき、2023年3月1日までに、本会社が特定投資株式として保有する株式の全てを適正対価にて売却又は処分するものとする。

②提案の理由

当社は、2021年4月の適時開示において、特定投資株式については保有の便益と資本コストを比較した経済合理性の確認を行い、リクルートホールディングス株式会社についても2018年3月期から売却を進め、資本効率に留意した企業価値の向上を図る、と回答しています。

しかしながら、提案者の調査によれば、当社のリクルートホールディングス株保有数は過去7年で約2割減少したに留まり、本邦で時価総額2,000億円以上の上場企業の中で5番目の規模の特定投資株式比率を有するに至っています。現在の特定投資株式比率（32.1%）は、議決権行使助言会社であるISS及びグラス・ルイスいずれもの行使助言基準を満たしておらず、現状の水準では、経営体制にも影響が出かねません。

当社の最大の特定投資株式の保有先であるリクルートホールディングスは、自身も「当社は、原則として政策保有株式を縮減していく方針としています」としており、「当社の株式を政策保有株式として保有している会社からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆する等により売却を妨げる行為は致しません」、「当社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続する等、会社や株主共同の利益を害するような取引を行っていません」としています。

リクルートホールディングスは政策保有によってではなく、事業上の便益及び経済合理性に基づき取引を判断している事が同社IR開示からも明らかであり、政策的に特定投資株式を持ち合う合理性は全くありません。

こうした点からも、提案者は当社の取締役会に対して書簡を通じ、特定投資株式の処分を提言させて頂いておりました。それに加えて、当社取締役会に対し、当社の保有株数を上回る1,500万株のリクルートホールディングス株式の凸版印刷による売却事例をご紹介します、リクルートホールディングスによる2022年1月

28日に開始された最大34,000,000株の自己株式取得の件などについてもご案内致しましたが、当社取締役会はそうした特定投資株式の処分の機会を一切活用しませんでした。

このように当社取締役会が特定投資株式の売却に向けた積極的なアクションをこの一年間何ら起こしていないことは、2021年4月28日に当社取締役会が開示した「株式会社リクルートホールディングス株式についても検証を行っており、2018年3月期から2021年3月期にかけて累計2,790千株を売却してまいりました。」「資本効率にも留意しつつ、持続的な成長と企業価値の向上を図ってまいります。」との方針と明らかに矛盾するものです。

なお、同業他社である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「NTTデータ」といいます。）は、2022年3月に、リクルートホールディングスの自社株買いを通じ、19,700,000株、総額90,245,700,000円の特定投資株式を売却しています。

更には、当社が開示する保有の目的及び定量的な保有効果についても、「定量的な保有効果は」「(中略)記載が困難であります。」としており、金融庁が示す好開示のポイントを満たさない、限定的な開示内容となっており、投資家の視点からは保有の効果の理解が困難です。また、当社が特定投資株式を保有する4社に関する開示においては、何れも、一部の内容を除けば「コピー・アンド・ペースト」の記載であり、それぞれの状況を踏まえた銘柄別の保有目的の記載になっていません。

提案者は当社の独立社外取締役との面談を行い、個人的な考えをヒアリングしたところ、「戦略的な必要性を超えて持っている必要はないわけであって、それは徐々に戦略的な必要性を超えた部分については私は売却していくべきだし、それは成長投資に回していくべき、発展のために、という風に考えております。まず、現状いま取引しているビジネスに、保有している株が影響するかというと、個人的にはそんなに大きな影響はないと思うんです。」「戦略的な必要性を超えてまで持っているのは勿論資本の無駄遣いなので、それは徐々に探りながら減らしていくってということになるのが僕自身はいいのではないかと考えていて、それはやっぱり成長投資に回すべきだと思っています」との考えを示されました。

そこで、提案者は、原則として特定投資株式を縮減していく方針を定め、やむを得ない場合をのぞき、2023年3月1日までに、本会社が特定投資株式として保有する株式の全てを適正対価にて売却又は処分することを、提案致します。

Ⅱ. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

① 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

② 反対の理由

当社は、顧客や取引ベンダーとの関係強化等を通じた当社の中長期的な企業価値の向上を目的として政策保有株式を保有しております。定期的に取り締役会において政策保有株式の経済合理性、保有意義に加えて、中長期的な事業戦略・財務戦略に基づき、総合的に検証し、保有の適否を判断しています。

また、本年4月28日に公表しましたように、当社は、政策保有株式200億円を今後4年間で売却し、売却で得た資金に関しては、DX加速投資、M&A等の投融资等、事業成長投資に積極的に活用してまいります。

政策保有株式については引き続きこれらの方針・計画のもとに対応を進めてまいります。

従いまして、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

また、業務執行に関わる個別の事項について定める規定は、会社の根本規則である定款の規定になじまないものであると考えております。

以上のとおり、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

第6号議案

定款一部変更の件（3）

I. 本株主提案の内容および理由

①議案の要領

現行の定款に以下の章を新設し、現行定款「第7章 計算」を「第8章 計算」へ変更の上、第31条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

第7章 親会社に対する預け金

（親会社に対する預け金の禁止）

第31条 当社は、親会社又はその子会社若しくは関連会社に対する預け金を行ってはならない。

② 前項の預け金が生じている場合、当社は、直ちに当該預け金を回収するものとする。

②提案の理由

当社の現預金・有価証券は直近四半期時点で1,700億円を超える水準に達しており、過去12年間、年率約13.6%で増加しています。これらは直近1年間、従業員への一層の還元や事業投資には殆ど活用されておらず、バランスシートに滞留しています。提案者は事業成長および事業リスクに備えた財務基盤を確保することは方針として支持致しますが、総資産の約6割を占める規模の現預金および有価証券を有することは、資本効率の観点からも合理的水準と評価することはできません。

当社は、2021-2025年度中期事業方針の中で、事業基盤強化投資として500～750億円の投資を行うとし、人材投資もその柱の一つと位置付けていますが、給料諸手当の売上高対比率は2022年3月期第二四半期時点において、前年同期比で0.2%pt減少しました。DX加速投資にも100～150億円の投資を行うとしていますが、この1年間で目立った投融資の実績はありません。

内部留保については、中期事業方針の推進に向けて活用していくと、経営陣は主張していますが、実態は資産の大半が親会社への預け金と特定のクライアント企業の特定投資株式に充てられています。当社の親会社への預け金は約786億円、投資有価証券（約99%が株式会社リクルートホールディングス）は約831億円であり、その他現金同等物と合計して1,719億円が余剰資産としてバランスシートに滞留しています。

経済産業省の「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」においても、上場子会社において利益相反が生じうる具体的な場面として親会社への現金の預け入れがあるケースが挙げられており、「下記のような利益相反リスクが顕在化する局面においては、一般株主の利益が害されうるため、上場子会社における実効的なガバナンス体制の構築を通じ、一般株主の利益に十分配慮した対応を行うことが求められる」とされています。当社が親会社から預け金の対価として受け取っている金利は約0.2%ですが、これは資本コストを大幅に下回る水準です。

そこで、提案者は、預け金を親会社やその子会社、関連会社に対して行わない方針を定め、現状生じている預け金については直ちに回収することを、提案致します。

II. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

①当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

当社は、事業成長及び事業リスクに備えた内部留保を確保するとともに、利益配分については、適正かつ安定的な配当等を行うことを基本方針としております。事業環境の不確実性の高まりが見込まれる中で、当社の持続的な成長及び不測の事態への備えのために、十分な内部留保の確保が必要と考えており、かかる資金については高い手元流動性、安全性を考慮して運用することとしております。

当社は、事業活動のリスクとして、大規模・広域な自然災害の発生リスク等に加え、高度化・複雑化する情報システムの構築に関するリスク、クラウドサービス等における重大インシデント発生などのITサービス提供に関するリスク、顧客情報の流出等の情報セキュリティに関するリスクを認識しております。当社の提供しているITサービスはお客様の業務遂行上重要な役割を担っております。当社の営む事業の社会的責任をしっかりと認識し、リスクマネジメントに取り組むとともに、これらの不測の事態発生に備え、十分な内部留保を確保してまいります。内部留保を機動的に最大限活用することで、企業としての存続をより確実なものにすることは株主をはじめとするステークホルダーの皆さまにとって重要であると考えております。

一方、内部留保の活用に関して、昨年公表いたしました中期事業方針の通り、当社は、お客様と深い関係性を築き、かけがえのない「ファーストDXパートナー」として、お客様とともにDX実現に向けて課題の解決を目指し、全社を挙げてDX推進に伴うニーズを最大限に獲得し、事業拡大を図ってまいります。特に、事業成長をけん引する、デジタル製造業、プラットフォーム支援、デジタルワークプレイスソリューション、ITアウトソーシングの4領域を注力領域として積極的に経営リソースを投入し、全社成長の加速を狙いたいと考えております。注力領域を中心とした事業成長の実現に向けて、事業基盤強化投資に加え、「ファーストDXパートナー」の実現に向けたDX加速投資や、M&A等の投融資に積極的に取り組んでまいります。当社は中期事業方針の推進に向けて内部留保を活用していくことが、将来にわたる競争力の維持強化に繋がると考えております。

当社は、これらの手元資金の一部を親会社である日本製鉄が運営するCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）にて運用しておりますが、かかる運用にあたっては、安全性の担保を最優先としつつ、経済合理性、流動性、その他諸条件を踏まえて総合的に判断しております。具体的には、これまでのCMS運用による金利は、市中金利を上回る水準になっていること、CMSからの引き出しは、当社の意思で適宜可能

であることから、CMSによる当社資金の運用は、当社の少数株主の利益を害するものではないと考えます。

従いまして、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

また、業務執行に関わる個別の事項について定める規定は、会社の根本規則である定款の規定になじまないものであると考えております。

以上のとおり、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

第7号議案 自己株式の取得の件

I. 本株主提案の内容および理由

①議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を株式総数7,834,000株、取得価格の総額金32,000,000,000円（ただし、会社法により許容される取得価格の総額（会社法第461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

②提案の理由

本提案は、当社が一般株主からではなく、親会社である日本製鉄から、ディスカウントTOB等により、自己株式を取得することにより、親会社である日本製鉄の議決権割合を6割程度まで減少することを想定しています。

まず、当社の2021年4月28日の適時開示に記載の、提案者株主提案に対する回答によると、「引き続き、資本効率の向上、機動的な資本政策の遂行の観点から自己株式の取得は適時適切に実行していきたいと考えております」と記載があります。

しかしながら、親会社の当社株式保有比率が現在約63.4%であり、流通株式比率35%の制限があるプライム市場への残留を前提とした場合、一般株主からの一定規模以上の買入れを行う自社株買いは、事実上、買入れ余地が殆どないこととなります。具体的には、約2.4%以上の自社株買いはプライム市場残留基準に抵触する見込みです。

この点を親会社である日本製鉄のIR室に問い合わせをしたところ、以下の回答がありました。

「自己株買入は株主還元を選択肢の一つではあるものの、持続的な利益成長を通じて企業価値を上げることが株主価値を向上させることになると考えております。」

この回答によれば、日本製鉄は、当社株式保有比率である約63.4%を維持することで、当社の自社株買いという株主還元を選択肢を奪っていることを十分に認識しながら、そのうえで、子会社である当社は持続的な利益成長を通じて株主価値を向上すればよいと考えていることとなります。

総還元性向を同業他社と比較すると、当社の2021年3月期における総還元性向は約33%ですが、これは、同業他社平均の約45%をおよそ3割弱下回る水準です。内訳を見ると、同業他社は38%が配当金、8%が自社株買いによるものですが、当社は当該約33%のすべてが配当金となっており、自社株買いは実施されておられません。このことから、現在の親会社の保有比率が極めて高い事により、プライム市場への残留を前提にすると、一般株主からの自社株買いをこれ以上実施できない事になり、一般株主が、同業他社と遜色ない株主還元を当社から受ける機会を奪われていることが、明らかです。

また、インターネット上の掲示板の書き込みによれば、元従業員からは、「親会社の株式比率も高いため、投資含め何か新しいことにチャレンジする際に根回し含めた親会社の承認が必要」、「日本製鉄との資本関係を弱めるべき。日鉄ソリューションズ独自の成長戦略を採るだけの決定権を自社で持つことが出来ていない。」「創業当時は親会社の日本製鉄から当社への人材配置は無いと明確に宣言していたが、いつの間にかその通りではない。」との声が上がっています。

さらに、親会社の保有比率が極めて高いことにより、当社取締役の人事が、一般株主の利益を最大限尊重した体制になっているかどうかについても、注視する必要があります。2021年の新任の社内取締役である船越弘文取締役は、直近まで親会社である日本製鉄の常務執行役員の地位にありましたが、提案者からの質問に対する日本製鉄の回答によれば、「当社での職歴は人事・総務・経営企画部門が中心で、ITサービスを専門とする部署の経験はございません。また当社外においてITサービス業界における経験はございません。」とのことでした。日本製鉄は、提案者からの質問に対し、「NS SOLの取締役就任において期待されるスキルは、ITサービス業界における経験ではなく、企業経営管理や人事・労政・人材開発におけるスキルであると理解しております。」と回答していますが、日本製鉄についても、インターネット上の複数の掲示板において、2013年から2021年までの過去8年間にわたって、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントが行われていることを示唆する書き込みが存在しております。また、2021年6月には、日本製鉄の人事担当男性社員（当時）が、入社予定の女性に性的関係を迫るなどの不適切行為をしていたとの報道がなされています。そのため、日本製鉄の役員が、当社の「人事・労政・人材開発におけるスキル」の観点から、当社の取締役として、持続的な従業員の労務環境を構築する上で、最適な取締役人事であるかについては、議論の余地があります。

親会社からのディスカウントTOB等による自己株式の取得を行えば、親会社の保有比率を一定程度減少させることで、株主還元のポイントなどにおいて、潜在的な少数株主との利益相反を一定程度解消させることが可能であり、また、当社の株主が今後も持続的に株主還元の機会を享受できることに繋がります。

そこで、提案者は、当社は、本定時株主総会終結の時から1年以内に、親会社である日本製鉄から、ディスカウントTOB等を通じ、当社株式7,834千株を取得することを、提案致します。

II. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

① 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

② 反対の理由

当社は、将来にわたり競争力を維持強化し、企業価値を高めていくことが重要と考えております。株主の皆様への還元につきましては、事業成長に備えた内部留保を確保することを前提に、株主の皆様に対する適正かつ安定的な配当を基本とし、適時適切な自己株式の取得も選択肢の一つと考えております。

内部留保の活用に関しましては、昨年公表いたしました中期事業方針の通り、当社は、お客様と深い関係性を築き、かけがえのない「ファーストDXパートナー」として、お客様とともにDX実現に向けて課題の解決を目指し、全社を挙げてDX推進に伴うニーズを最大限に獲得し、事業拡大を図ってまいります。特に、事業成長をけん引する、デジタル製造業、プラットフォーム支援、デジタルワークスペースソリューション、ITアウトソーシングの4領域を注力領域として積極的に経営リソースを投入し、全社成長の加速を狙いたいと考えております。注力領域を中心とした事業成長の実現に向けて、事業基盤強化投資に加え、「ファーストDXパートナー」の実現に向けたDX加速投資や、M&A等の投融資に積極的に取り組んでまいります。当社は中期事業方針の推進に向けて内部留保を活用していくことが、将来にわたる競争力の維持強化に繋がるものと考えております。

一方、配当につきましては、連結業績に応じた利益還元を重視し、連結配当性向30%を目安としております。

こうした基本方針のもと、当社は、着実な利益成長を達成しつつ、過去10年の間に年間配当額を20円(2012年3月期)から66円(2022年3月期)に順次引き上げ、株主をはじめとするステークホルダーの皆さまの期待に応えてまいりました。

また、当社は、これまで2015年3月期及び2019年3月期に合計300億円の自己株式取得を実行してまいりました。引き続き、資本効率の向上、機動的な資本政策の遂行の観点から自己株式の取得を適時適切に実行してまいりたいと考えております。当社といたしましては、資本効率にも留意しつつ、持続的な成長と企業価値の向上を図ってまいります。

なお、提案者は、特定の株主からディスカウントTOB等を通じて自己株式取得を行うことを提案しておりますが、当社が自己株式取得を検討するにあたっては、当社の株主の皆様それぞれの売買判断を尊重することが基本になるものと考えております。

以上のとおり、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

(経済及び業界の環境)

当連結会計年度のわが国経済は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さが見られました。

企業収益は同感染症の影響が残る中で、非製造業の一部では弱さが見られるものの総じてみれば改善しており、顧客企業におけるシステム投資については、緩やかな増加となりました。

(企業集団の営業の経過及び成果)

当社グループは、2021-2025年度中期事業方針（2021年4月公表）に基づき、「デジタル製造業」「プラットフォーム支援」「デジタルワークプレイスソリューション」「ITアウトソーシング」の4領域について事業成長を牽引する「注力領域」として定め、お客様のDX推進に伴うニーズを最大限に獲得し、事業拡大を目指してまいります。

デジタル製造業領域の取り組みにつきましては、2021年4月より全社のDXを推進する組織「DX&イノベーションセンター（DXIC）」内に、「デジタル製造業センター」を設置いたしました。産業領域や鉄鋼領域での知見、IoTソリューション、エンタープライズ5G等、当社の提供するソリューションやサービス、ノウハウを統一ブランド「PLANETARY（プラネタリー）」として集約し、製造業のお客様のDX推進支援を進めてまいりました。今期は製造・エネルギー業界等に向け、DX推進に向けたローカル5Gの無線網を使用した新たな実地検証の導入・運用支援を行いました。

プラットフォーム支援領域につきましては、ネットサービス、EC（エレクトロニックコマース）事業者などのプラットフォームや、金融サービス分野のDX推進に取り組んでまいりました。

デジタルワークプレイスソリューション領域の取り組みにつきましては、お客様の新たな働き方の実現に向けたコンサルティングサービスからITツールの導入まで一貫して提供することでお客様の生産性向上に貢献しております。今期は電子契約サービス「CONTRACTHUB」（コントラクトハブ）の商業・法人登記オンライン申請での利用開始等、拡販に向けた取り組みを推進してまいりました。

ITアウトソーシング領域につきましては、顧客のマルチクラウド化及びコア業務への戦力シフトのニーズ獲得に取り組んでまいりました。

一方、サステナビリティ・ESGの観点では、ダイバーシティ&インクルージョン推進の取り組みの一環として、障がい者の働く場を積極的に創出することを目的とした子会社「株式会社Act.」を2021年4月に設立し特例子会社としての認定を受けました。同社は福利厚生の一部業務、オフィス業務の効率化等を担い、当社グループ社員の働きやすさ向上に貢献しています。また、8月には、法務省「Myじんけん宣言」プロジェクトに賛同し、宣言を発表いたしました。このように、当社は豊かな社会づくりに向けてESGの観点で様々な事業活動に取り組んでおり、ESG投資のための株価指数である「FTSE4Good Index Series」及び「FTSE Blossom Japan Index」構成銘柄に3年連続で採用されております。その他、基幹職役割給、65歳定年制、若手の早期登用を可能とする仕組みの導入など、活力溢れる会社に向け新たな人事制度の整備を進めてまいりました。

当連結会計年度の売上高は、270,332百万円と前連結会計年度（251,992百万円）と比べ18,339百万円の増収となりました。売上総利益は、増収および売上高総利益率の改善により増益となりました。販売費及び一般管理費は、営業力強化、採用・教育、社内基盤整備他の実行により増加しました。経常利益は、30,811百万円と前年同期（25,101百万円）と比べ5,709百万円の増益となりました。

当連結会計年度をサービス分野別（業務ソリューション事業、サービスソリューション事業）に概観しますと、以下のとおりであります。

業務ソリューション事業

業務ソリューション事業につきましては、当連結会計年度の売上高は175,680百万円と前連結会計年度（162,273百万円）と比べ13,407百万円の増収となりました。

（産業、流通・サービス分野）

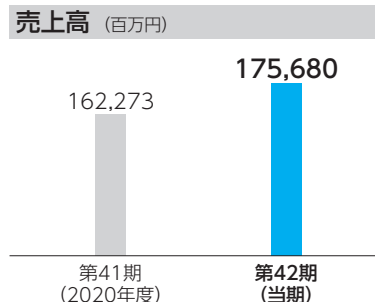
産業、流通・サービス分野向けにつきましては、運輸及びプラットフォーム向けが堅調に推移したことにより、売上高は前年同期と比べ増収となりました。

（金融分野）

金融分野向けにつきましては、規制対応案件が堅調に推移したことに加え、プロダクト販売の増により、売上高は前年同期と比べ増収となりました。

（公共公益分野）

公共公益分野向けにつきましては、公共分野での官公庁向け基盤構築案件や、テレコム分野での増により、売上高は前年同期と比べ増収となりました。



サービスソリューション事業

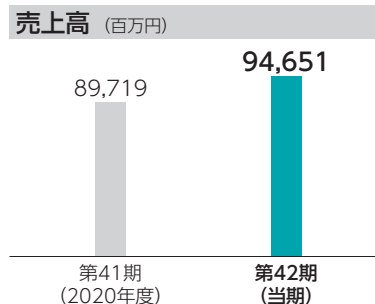
サービスソリューション事業につきましては、当連結会計年度の売上高は、94,651百万円と前連結会計年度（89,719百万円）と比べ4,932百万円の増収となりました。

（ITインフラ分野）

ITインフラ分野につきましては、セキュリティ及びプロダクト販売の増により、売上高は前年同期と比べ増収となりました。

（鉄鋼分野）

鉄鋼分野につきましては、日本製鉄(株)向けの増により売上高は前年同期と比べ増収となりました。



(2)設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、9,032百万円の投資を実施しました。

(3)資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4)対処すべき課題

①2021-2025年度中期事業方針の実現に向けた事業運営

当社は、2030年頃のデジタル社会の到来を見据え、持続的な事業成長に向け、2021年4月に公表した2021-2025年度中期事業方針の実現に向けた事業推進・実行が課題であると捉えております。

足元のIT投資は着実に回復しており、特に、新型コロナウイルス感染症がもたらした社会・経済へのインパクトにより、デジタル化のスピードは一層加速していくものと想定しております。その一方で、経営環境は、新型コロナウイルス感染症影響の長期化や、ウクライナ危機などの地政学リスクに端を発するエネルギー価格の高騰や原材料価格の上昇、内外金利差に伴う円安影響など、景気下振れリスクへの注視が必要との認識です。

(i) 2021-2025年度中期事業方針の概要（2021年4月公表）

(ア) 2021-2025年度中期事業方針

中期の事業方針として、以下4点の柱を以て、事業を運営してまいります。

- ・進展するDXニーズの着実な取り込み
- ・高付加価値事業と総合的な企業価値の持続的向上
- ・優秀な人材の獲得・育成の一層の強化
- ・内部統制・リスクマネジメント徹底の継続

(イ) 当社の目指す姿

当社は、中期における目指す姿を「ファーストDXパートナー」と定め、お客様とともにDX実現に向けた課題の解決を目指します。

(ウ) 成長戦略

当社は、日本企業のDX本格展開を見据え、顧客との関係性を深化させながら、全社を挙げてDX推進に伴うニーズを最大限に獲得し、事業拡大を目指します。

・注力領域

この中期期間においては、次の4領域について事業成長を牽引する「注力領域」として定め、経営リソースを積極的に投入し、全社成長の加速を図ります。

デジタル製造業

プラットフォーム支援

デジタルワークスペースソリューション

ITアウトソーシング

・成長に向けた投資

事業基盤強化投資（中期期間投資額：500～750億円）

DX加速投資（中期期間投資額：100～150億円）

M&A等の投融資

・エンゲージメントの高い組織づくり

(工) 中期事業成長目標

- ・連結売上高成長率：年率5-6%
- ・注力領域売上高成長率：年率10%以上

(オ) サステナビリティへの取り組み

(ii) 中期事業方針の進捗

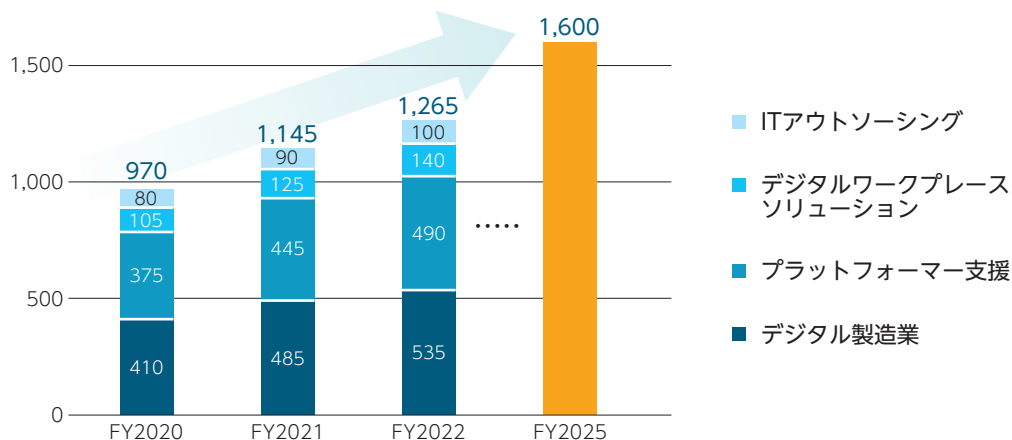
中期事業方針の進捗は以下のとおりとなりました。中期事業方針の実現に向け、着実に取り組みを進めてまいります。

(中期事業方針の進捗状況)

	2021年度実績	中期事業期間 (2021-2025年度)
連結売上高成長率	+7%	年率+5-6%
注力領域売上高成長率	+18%	年率+10%以上
事業基盤強化投資	150億円	500~750億円 (100~150億円/年)
DX加速投資	28億円	100~150億円 (20~30億円/年)

注力領域および、成長に向けた投資の具体的な取り組みについては以下のとおりです。
(注力領域)

(単位：億円)



領域	顧客企業の動向	今後の取り組み内容
デジタル製造業	データ利活用領域を中心に製造業のDXニーズは旺盛	コンセプトブランド「PLANETARY」を軸に、ALL NSSOLで知見を集約し、顧客ニーズへの対応力を強化
プラットフォーム支援	プラットフォームのサービス開発・拡充が一層加速	社内リソースシフトや外部成長施策を推進し、対応力を拡充
デジタルワークプレースソリューション	ニューノーマルな働き方の浸透とともに、競合が激化	自社開発・外部連携を駆使してソリューション群を拡充・強化 (例) 購買業務に特化した電子契約サービス「電子契約サービス HATCHUB」
ITアウトソーシング	IT環境の複雑化や要求水準の高度化に伴い、システム運用に対するニーズが変化	基盤・運用のあるべき姿を描くデザイン力、運用におけるITガバナンスの強化

(成長に向けた投資)

項目	主な内容
事業基盤強化投資	IT環境整備、プライベートクラウドへの投資
DX加速投資	DX人材の集中的な育成 新規ソリューション開発 (例) ・電力取引・リスク管理サービス「Enepharos」 ・食品業界の需給計画業務DX支援クラウドサービス「PPPlan」 ・購買業務に特化した電子契約サービス「HATCHUB」など
M&A等の投融資	高度な数理AI技術を持つArithmer株式会社へ出資

②サステナビリティ経営の推進

当社は中期事業方針のとおり、企業理念に基づき、豊かな社会づくりに向けて、ESGの観点での事業活動を通じ、サステナビリティへの取り組みを進めてまいりました。

サステナビリティ経営の推進に向けた取り組みは以下のとおりとなります。

(ESGメッセージ)

当社は企業理念として、真の価値の創造により、お客様との信頼関係を築き、ともに成長を続け、社会の発展に貢献する旨を定めております。これに基づき、当社は豊かな社会づくりに向けてESGの観点で様々な事業活動に取り組んでおります。また、気候変動対応におけるTCFDへの賛同をはじめ、国連が主導するSDGsにも積極的に取り組み、グローバルな社会の一員として持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

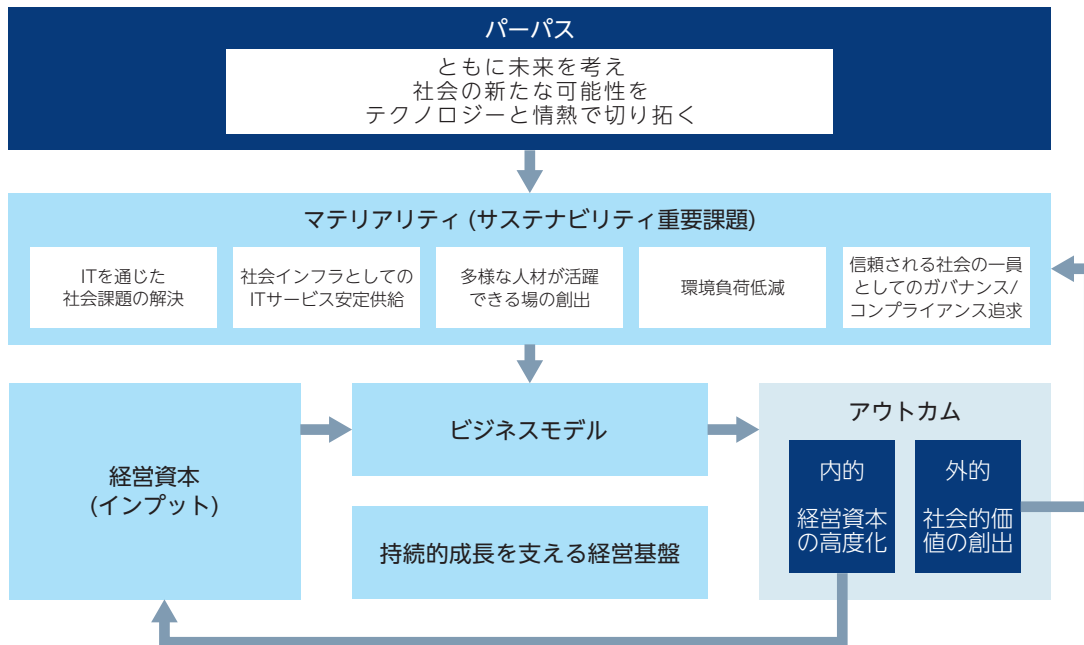
(パーパスを起点とした価値創造プロセスとマテリアリティ)

サステナビリティ経営を推進していくにあたり、当社では、国際統合報告IIRCのフレームワークに準拠して、新たに社会的存在意義としてのパーパスを起点とした価値創造プロセスを整理し、経営の仕組みとして確立することで、真の企業価値の向上を図っていくことといたしました。

サステナビリティ経営の重要課題として定義される下記の5つのマテリアリティを定めました。

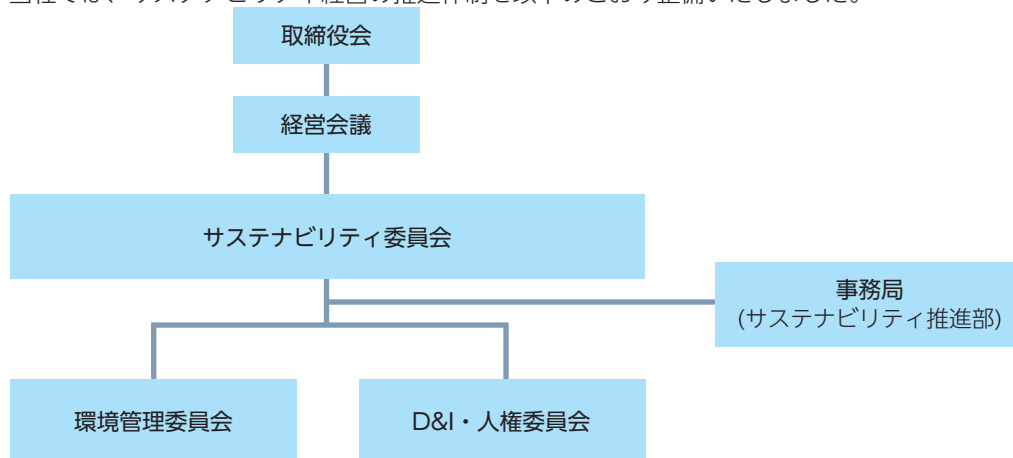
- ・ ITを通じた社会課題の解決
- ・ 社会インフラとしてのITサービスの安定供給
- ・ 多様な人材が活躍できる場の創出
- ・ 環境負荷低減
- ・ 信頼される社会の一員としてのガバナンス/コンプライアンス追求

今後、マテリアリティについては、KPIを設定して、その進捗を測ってまいります。



(サステナビリティ経営の推進体制)

当社では、サステナビリティ経営の推進体制を以下のとおり整備いたしました。



サステナビリティ委員会の委員長は「代表取締役社長」とし、サステナビリティ経営に関わる重要課題への取り組み方針、取り組みの推進状況などを審議、報告いたします。

サステナビリティ委員会で審議された重要事項は、経営会議及び取締役会に報告いたします。

なお、2022年4月、当社のサステナビリティ経営を着実に推進すべく、サステナビリティ推進部を設置しております。

(ESGへの取り組み)

(i) 環境への取り組み

マテリアリティの一つである「環境負荷低減」を踏まえ、従来のISO14000シリーズに準拠した取り組みに、国際的に支持されているTCFD提言を取り込み、環境負荷低減の取り組みを充実・整理いたします。

GHG*排出量削減目標について、以下のとおり定めました。

GHG 排出量削減目標

・2030 年度：Scope 1・2 排出量の50%削減 (2015年度比)

・2050 年度：Scope 1・2 排出量のカーボンニュートラル

(*Greenhouse Gas：温室効果ガス)

(ii) 社会 (人権等) への取り組み

人権については、従業員満足度調査であるエンゲージメントサーベイの実施をはじめ、働きやすく、働きがいのある職場づくりに努めております。

また、当社は「ビジネスと人権に関する行動計画」の策定を契機とした法務省の「Myじんけん宣言」プロジェクトに賛同し、宣言を発表いたしました。

(iii) ガバナンスへの取り組み

2022年6月の第42期定時株主総会での承認を前提に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、業務執行取締役及び執行役員に対し、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたします。

【ご参考】

今回策定したパーパス及びマテリアリティ別取り組みをご紹介します。詳細は当社HPをご覧ください。
(NSSOLパーパス)

NSSOLパーパス特設ページ：<https://www.nssol.nipponsteel.com/corporate/purpose/>



ともに未来を考え
社会の新たな可能性を
テクノロジーと情熱で切り拓く

社会が大きく変化し続け、
多様性が求められている時代。
答えは一つではありません。

必要なのは変革の力。
一人ひとりが真価を発揮し、
社会の可能性を広げていくことが重要です。

日鉄ソリューションズは、
それぞれが描く未来を共有し、
何が必要かをともに考え、実現していきます。

積み重ねた知見とテクノロジーの力、
そして私たちの情熱で、
新たな可能性を切り拓いていきます。

(マテリアリティ別取り組み)

マテリアリティ	主な取り組み	主なSDGs
・ ITを通じた 社会課題の解決	<ul style="list-style-type: none"> AIの研究開発で病理画像診断支援に寄与 IoTデバイスを用い、障がいを持つ方の作業安全管理に貢献 「リモートワーク」に資する仮想デスクトップ環境 (M3DaaS・VDI) の提供 ヘルスケア・ソリューション事業推進センターを設置し、AI等を用いた創薬、疾病ケアソリューション等の提供 	
・ 社会インフラとしての ITサービス安定供給	<ul style="list-style-type: none"> 堅牢で効率的なITサービスの提供 (NSFITOS) 	
・ 多様な人材が 活躍できる場の創出	<ul style="list-style-type: none"> 働き方変革、女性活躍の推進 (プラチナくるみん取得) エンゲージメントサーベイの実施 基幹職役割給付制度の導入 	
・ 環境負荷低減	<ul style="list-style-type: none"> 高エネルギー効率のデータセンターによるクラウドサービスの提供 電力自由化に伴うクリーンエネルギー活用にご貢献するサブスクリプション型の電力取引・リスク管理サービス「Enepharos (エネファロス)」提供を発表 	
・ 信頼される社会の一員 としてのガバナンス/ コンプライアンス追求	<ul style="list-style-type: none"> NSSOLグループ行動規範「グローバル・ビジネス・コンダクト」の徹底 リスクマネジメント体制の強化 監査等委員会設置会社 (2021年度から) 	

③ リスクマネジメントの徹底

事業成長を支えるリスクマネジメントにつきましては、2020年2月に公表した当社の一部の物品仕入販売型取引事案に関する再発防止策等の浸透・定着化に引き続き取り組みます。また、再構築した内部統制PDCAに基づき、各部門が中期・年度事業計画に連動させたリスクマネジメント活動を推進し、網羅的なリスク体系に照らした重要リスク認識の確認および更新を行います。これらに基づき、リスクコントロールに向けた規程類の整備と運用状況のモニタリング、リスク感度の向上施策等、リスクマネジメントプロセスの一層の強化と当社グループ全体への浸透・定着化に向けた活動を継続的に推進してまいります。あわせてトップメッセージの発信や社員のコンプライアンス教育等を通じ、法令・規則を遵守し高い倫理観をもった行動に努めます。

重要なリスクと認識している、システム構築プロジェクト、サービスビジネス、情報セキュリティおよび労務管理におけるリスク等について引き続き対応に注力してまいります。

システム構築プロジェクトにつきましては、プロジェクト規模の拡大や複雑化・高度化するプロジェクト実態を踏まえプロジェクトリスク管理機構を再構築し、リスクの早期発見、早期対応を図ります。

サービスビジネスリスクにつきましてもリスクモニタリングを強化するとともに、重大障害発生時の訓練など、対応力強化を行います。

情報セキュリティにつきましては、ウイルス対策、外部サイトへのアクセス制限、操作ログ管理等のシステム実装面での対策に加え、規程やガイドラインを改訂し、過誤防止や負荷軽減のため業務プロセスの整備を行い、あわせてe-learningやインシデント訓練を通じセキュリティレベルの向上をさらに推し進めてまいります。

労務管理リスクについては、勤務実態の適正な把握、管理を行うとともに、業務プロセスの標準化、システム化の促進等による業務負荷軽減に取り組みます。またハラスメントリスクに対して、意識啓発活動の継続や教育の徹底、ヘルプライン活用強化等により徹底防止を図ります。

また、大規模な地震、風水害等の自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症等のリスクにつきましては、事業活動継続のための対応力の維持、強化に努めます。事業継続計画(BCP)に基づく定期的な防災訓練の実施や安否確認システムの整備の他、クラウドサービス型の社内開発環境プラットフォーム「TetraLink」の活用による国内外での分散開発体制の拡大、テレワーク化の一層の推進等、引き続き事業継続リスクへの対応力強化に取り組んでまいります。

④ 経営体制の充実

当社は、意思決定の迅速化を図り、取締役会における経営方針等の議論をより充実させるとともに、取締役会の経営に対する監督機能を強化しコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ること等を目的として、2021年6月18日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行いたしました。

当社は、定款において取締役の定員を13名以内、取締役のうち、監査等委員である取締役は3名と定め、現在13名の取締役を選任しており、取締役会全体としての、経験・識見・専門性のバランスやジェンダー・国際性等多様性を考慮した上で最適な構成にすることとしております。なお、当社取締役会における社外取締役の割合は3分の1超(13名中5名)であり、取締役会における多角的な検討と意思決定の客観性の確保、経営に対する監督機能の強化が図られております。

引き続き取締役会の実効性評価により抽出した課題や、ジェンダー等多様性を取り入れた取締役会の運営改善等、取締役会を中心としたコーポレート・ガバナンスの充実に取り組み、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

(5)財産及び損益の状況の推移

①企業集団の推移

	2018年度 第39期	2019年度 第40期	2020年度 第41期	2021年度 第42期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	255,116	274,843	251,992	270,332
経常利益 (百万円)	25,812	28,275	25,101	30,811
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	16,713	18,552	16,982	19,977
1株当たり当期純利益	178.44円	202.76円	185.60円	218.33円
総資産 (百万円)	232,779	240,448	272,223	296,790
純資産 (百万円)	145,901	155,392	186,128	203,429

(注) 1. 第39期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度から適用しております。

②当社の推移

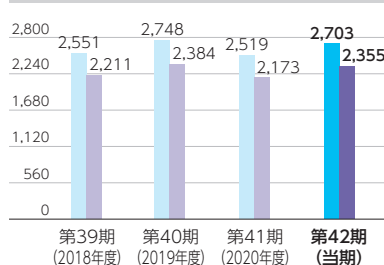
	2018年度 第39期	2019年度 第40期	2020年度 第41期	2021年度 第42期 (当事業年度)
売上高 (百万円)	221,114	238,423	217,362	235,519
経常利益 (百万円)	21,105	22,967	20,642	25,945
当期純利益 (百万円)	15,037	17,225	15,292	18,079
1株当たり当期純利益	160.55円	188.25円	167.13円	197.59円
総資産 (百万円)	224,347	231,148	262,887	286,431
純資産 (百万円)	118,305	125,938	154,708	169,124

(注) 1. 第39期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

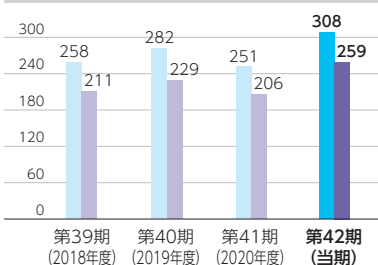
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度から適用しております。

【ご参考】

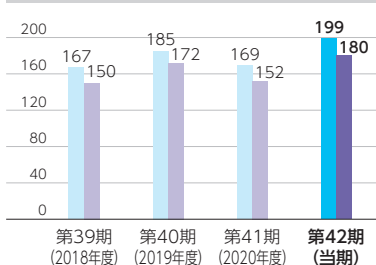
売上高 (億円) 連結 単体



経常利益 (億円) 連結 単体



親会社株主に帰属する
当期純利益 (億円) 連結 単体



(6)重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

(i) 親会社との関係

当社の親会社は日本製鉄(株)であり、同社は当社の株式を58,033,800株(議決権比率63.4%)保有しています。

(ii) 親会社との間の取引に関する事項

(ア) 当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社より社内情報システムの構築およびその運用保守業務等を受託していますが、価格等の取引条件は、他の顧客との契約条件や市場価格を参考に合理的に決定しております。

また当社は、親会社に対して資金の預託を行っておりますが、その利率は市場金利を勘案の上、合理的な判断に基づき決定しております。

親会社との重要な取引・行為については、その発生の都度、独立社外取締役全員で構成される「親会社取引等審議委員会」を設置し、審議・検討を行い、その結果を踏まえ取締役会にて決定します。

(イ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、親会社との取引については、当社の一般的な取引と同様の条件でなされており、当社の利益を害していないと判断しております。

(ウ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	本店所在地	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
北海道NSソリューションズ(株)	北海道室蘭市	80	100.0	情報システムの開発・運用・保守等
東北NSソリューションズ(株)	宮城県仙台市	40	100.0	情報システムの開発・運用・保守等
(株)NSソリューションズ東京	東京都中央区	98	100.0	情報システムの開発・運用・保守等
(株)NSソリューションズ中部	愛知県東海市	60	100.0	情報システムの開発・運用・保守等
(株)NSソリューションズ関西	大阪府大阪市	70	100.0	情報システムの開発・運用・保守等
九州NSソリューションズ(株)	福岡県福岡市	90	100.0	情報システムの開発・運用・保守等
NSSLCサービス(株)	東京都中央区	250	100.0	情報システムの運用・保守等
(株)ネットワークバリューコンポネンツ	東京都大田区	381	100.0	ネットワーク・セキュリティ関連製品の販売・保守等
NSフィナンシャルマネジメントコンサルティング(株)	東京都港区	45	100.0	金融機関向けコンサルテーション等
(株)金融エンジニアリング・グループ	東京都中央区	99	100.0	金融機関向けコンサルテーション等
(株)Act.	東京都中央区	10	100.0	ITを通じた各種サービス、グループ会社支援事業等
エヌシーアイ総合システム(株)	東京都中野区	300	51.0	システムソリューション事業等
日鉄日立システムエンジニアリング(株)	東京都中央区	250	51.0	システムソリューション事業等
日鉄軟件 (上海) 有限公司	中華人民共和国 上海	510万USドル	93.8	情報システムの開発・運用・保守等
NS Solutions Asia Pacific Pte. Ltd.	シンガポール	40万SGドル	100.0	情報システムの開発・運用・保守等
Thai NS Solutions Co., Ltd.	タイ バンコク	1.2億タイバート	100.0	情報システムの開発・運用・保守等
PT.NSSOL SYSTEMS INDONESIA	インドネシア ジャカルタ	250万USドル	100.0	情報システムの開発・運用・保守等
PT.SAKURA SYSTEM SOLUTIONS	インドネシア ジャカルタ	58億インドネシアルピア	51.1	情報システムの開発・運用・保守等
NS Solutions USA Corporation	米国 サンマテオ	30万USドル	100.0	情報システムの開発・運用・保守、市場調査等
NS Solutions IT Consulting Europe Ltd.	英国 ロンドン	40万GBポンド	100.0	情報システムの開発・運用・保守等

(注) 1. 出資比率は、子会社を通じた間接保有分を含めて算定しております。

2. 東北NSソリューションズ(株)と(株)NSソリューションズ東京は2022年4月1日付にて合併し、「東日本NSソリューションズ(株)」へ商号変更しております。

(7)主要な事業内容

	事業内容
業務ソリューション事業	業種・業務に関する豊富な知識と経験をもとに、顧客ニーズに応えるシステムライフサイクルトータルでのソリューションを提供するもの
サービスソリューション事業	ミッションクリティカルな要求に応えるシステムインフラを中心とするサービスおよび情報システムに関するフルアウトソーシングサービスを提供するもの

(8)主要な営業所

- ①当 社 本 社：東京都港区
- ②当 社 事 業 所：北海道支社（北海道室蘭市）、東北支社（宮城県仙台市）、中部支社（愛知県名古屋市の支社（大阪府大阪市）、九州支社（福岡県福岡市）、システム研究開発センター（神奈川県横浜市）
- ③その他事業所：上記「(6)重要な親会社及び子会社の状況②重要な子会社の状況」をご参照ください。

(9)従業員の状況

企業集団の従業員数	前連結会計年度末比増減数
7,143名	185 名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(10)主要な借入先

該当する事項はありません。

(11)組織再編行為等の状況

該当する事項はありません。

(12)その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2.会社の株式に関する事項

- (1)発行可能株式総数 423,992,000株
(2)発行済株式の総数 普通株式 91,501,000 株
(自己株式923株を含む。)
(3)株主数 6,369名
(4)大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本製鉄株式会社	58,033,800	63.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,057,900	5.53
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,863,700	4.22
ジェーピーモルガンチェースバンク 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	3,668,931	4.01
日鉄ソリューションズ社員持株会	2,064,176	2.26
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,184,154	1.29
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,015,125	1.11
エイプイアイ グローバル トラスト ピーエルシー (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	677,700	0.74
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	525,973	0.57
ザバンクオブニューヨークメロン 140044 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	488,040	0.53

(注) 持株比率は自己株式 (923株) を控除して計算しております。

(5)その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3.会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4.会社役員に関する事項

(1)取締役の氏名等

①当事業年度末現在の状況

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
森田 宏之	代表取締役社長	
大城 卓	取締役専務執行役員 (テレコムソリューション部門、社会公共ソリューション部門、ITインフラソリューション・サービス部門担当)	
松村 篤樹	取締役専務執行役員 (鉄鋼ソリューション部門、IoTソリューション事業推進部担当)	
福島 徹二	取締役常務執行役員 (産業ソリューション部門、流通・サービスソリューション部門担当)	
玉置 和彦	取締役常務執行役員 (営業統括本部、管理本部、企画部、財務部、法務・知的財産部、人事部、内部統制・監査部担当)	
吉田 勝彦	取締役上席執行役員 (DX&イノベーションセンター、金融ソリューション部門、技術本部担当)	
青島 矢一	取締役	国立大学法人一橋大学イノベーション研究センター長、 デックポイント・インク社外取締役
石井 淳子	取締役	三井住友海上火災保険(株)社外取締役、 川崎重工業(株)社外取締役 (監査等委員)
石井 一郎	取締役	ゼロイトトーマツ合同会社 アドバイザ ー、能美防災(株)社外取締役、Terra Motors(株)社外取締役、troisH(株)代表取締 役
船越 弘文	取締役	日本製鉄(株)常務執行役員
高原 正之	取締役 (常勤監査等委員)	
樋口 哲朗	取締役 (監査等委員)	樋口公認会計士事務所代表
星 周一郎	取締役 (監査等委員)	公立大学法人東京都立大学法学部教授

- (注) 1. 取締役 青島矢一氏、石井淳子氏、石井一郎氏、樋口哲朗氏、星周一郎氏は、社外取締役であります。
 2. 取締役 青島矢一氏、石井淳子氏、石井一郎氏、樋口哲朗氏、星周一郎氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
 3. 取締役 (監査等委員) 樋口哲朗氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、監査の実効性を確保するため、高原正之氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 5. 取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)と当社との間では、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、その内容の概要は、取締役の任務を怠ったことにより、取締役が当社に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度としてその責任を免除することを定めるものであります。
 6. 各取締役と当社との間では、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する旨の契約を締結しております。当該契約においては、当社が各取締役に対して責任の追及に係る請求をする場合 (株主代表訴訟による場合を除く。)の各取締役の費用や、各取締役がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合の費用については、当社が補償義務を負わないこと等を定めております。

②2022年4月1日現在の状況

2022年4月1日付にて、地位及び担当の異動があり、次のとおりとなりました。

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
森田 宏之	代表取締役社長	
大城 卓	取締役専務執行役員 (テレコムソリューション部門、社会公共ソリューション部門、ITインフラソリューション・サービス部門、デジタルテクノロジー&ソリューション部門担当)	
松村 篤樹	取締役専務執行役員 (デジタル製造業センター、産業ソリューション部門、鉄鋼ソリューション部門、IoTソリューション事業推進部担当)	
玉置 和彦	取締役常務執行役員 (営業統括本部、管理本部、企画部、財務部、法務・知的財産部、人事本部、内部統制・監査部担当)	
吉田 勝彦	取締役上席執行役員 (DX&イノベーションセンター、金融ソリューション部門、技術本部担当)	
福島 徹二	取締役 社長付	
青島 矢一	取締役	国立大学法人一橋大学イノベーション研究センター長、テックポイント・インク社外取締役
石井 淳子	取締役	三井住友海上火災保険(株)社外取締役、川崎重工業(株)社外取締役(監査等委員)
石井 一郎	取締役	デロイトトーマツ合同会社 アドバイザー、能美防災(株)社外取締役、Terra Motors(株)社外取締役、troisH(株)代表取締役
船越 弘文	取締役	日本製鉄(株)常務執行役員
高原 正之	取締役(常勤監査等委員)	
樋口 哲朗	取締役(監査等委員)	樋口公認会計士事務所代表
星 周一郎	取締役(監査等委員)	公立大学法人東京都立大学法学部教授

(注) 1. 取締役 青島矢一氏、石井淳子氏、石井一郎氏、樋口哲朗氏、星周一郎氏は、社外取締役であります。

2. 取締役 青島矢一氏、石井淳子氏、石井一郎氏、樋口哲朗氏、星周一郎氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

3. 取締役(監査等委員) 樋口哲朗氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当社は、監査の実効性を確保するため、高原正之氏を常勤の監査等委員として選定しております。

5. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)と当社との間では、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、その内容の概要は、取締役の任務を怠ったことにより、取締役が当社に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度としてその責任を免除することを定めるものであります。

6. 各取締役と当社との間では、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する旨の契約を締結しております。当該契約においては、当社が各取締役に対して責任の追及に係る請求をする場合(株主代表訴訟による場合を除く。)の各取締役の費用や、各取締役がその職務を行うにつき善意又は重大な過失があった場合の費用については、当社が補償義務を負わないこと等を定めております。

(2)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の 員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	330	208	121	10
(内 社外取締役)	28	28		3
監査等委員である取締役	33	33		3
(内 社外取締役)	15	15		2
監査役	11	11		4
(内 社外監査役)	6	6		3

(注) 1. 当社は、2021年6月18日開催の第41期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 監査役に対する報酬等の総額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する報酬等の総額は移行後の期間に係るものであります。

②業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬については、当事業年度の連結上の当期純利益及び一人当たりの経常利益に連動させており、連結業績を役員報酬へ直接かつタイムリーに反映させることを当該指標の選定理由としています。業績連動報酬額は、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役位別に設定し、当社の業績指標に応じて一定の範囲で変動させております。

当事業年度を含む連結上の当期純利益及び経常利益は、1.（5）財産及び損益の状況の推移に記載の通りです。

③非金銭報酬等の内容

該当する事項はありません。

④取締役及び監査役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2021年6月18日開催の第41期定時株主総会において年額350百万円以内（うち、社外取締役は年額35百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の員数は10名（うち、社外取締役は3名）です。

当社監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年6月18日開催の第41期定時株主総会において年額54百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の員数は3名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2001年3月30日開催の臨時株主総会において月額4.5百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の員数は3名です。

⑤取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

(i) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めております。具体的には、透明性・客観性の向上の観点から代表取締役社長（森田宏之氏）、社内取締役（1名：玉置和彦氏）と独立社外取締役（3名：青島矢一氏、石井淳子氏、石井一郎氏）からなる「役員人事・報酬会議」で審議し、取締役会の決議によって決定方針を定めております。

(ii) 決定方針の内容の概要（2022年度の決定方針の内容の概要については、「第3号議案 参考情報」20頁へ記載をしております。）

社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役割と職責に応じて予め定められた役位別の固定報酬と業績連動報酬から構成されます。業績連動報酬は、当事業年度の連結上の当期純利益及び一人当たりの経常利益に連動します。加えて、代表取締役社長による取締役（監査等委員である取締役を除く。）毎の担当領域での実績等評価を加味（各役位別報酬金額の5%の範囲内）して、実際の支給額を算出しております。また、中長期インセンティブとして固定報酬の一部を役員持株会への拠出により自社株式取得にあてることを義務付けております。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、固定報酬のみとしております。

(iii) 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、透明性・客観性の観点から独立社外取締役が過半数を占める「役員人事・報酬会議」において決定方針との整合性を含め審議を行っているため、取締役会も当該審議結果を尊重し、報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬であり、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

⑦監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬であり、各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

⑧取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年6月18日開催の取締役会にて代表取締役社長森田宏之氏に各取締役（監査等委員である取締役を除く。）個人別に実際に支給する報酬額の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）毎の担当領域での実績等評価を加味（各役位別報酬金額の5%の範囲内）した具体的な報酬の決定であり、同氏は、当該権限に基づき、具体的な報酬を決定しております。この権限を委任した理由は当社全体を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当領域の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

(3)社外役員に関する事項

①重要な兼職等の状況

- ・社外取締役 青島矢一氏は、国立大学法人一橋大学イノベーション研究センターの教員、テックポイント・インクの社外取締役であります。国立大学法人一橋大学イノベーション研究センターおよびテックポイント・インクと当社の間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役 石井淳子氏は、三井住友海上火災保険(株)の社外取締役、川崎重工業(株)の社外取締役（監査等委員）であります。三井住友海上火災保険(株)および川崎重工業(株)と当社の間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役 石井一郎氏は、デロイトトーマツ合同会社のアドバイザー、能美防災(株)の社外取締役、Terra Motors(株)の社外取締役、troisH(株)の代表取締役であります。デロイトトーマツ合同会社、能美防災(株)、Terra Motors(株)およびtroisH(株)と当社の間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）樋口哲朗氏は、樋口公認会計士事務所の代表であります。樋口公認会計士事務所と当社の間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）星周一郎氏は、公立大学法人東京都立大学法学部の教員であります。公立大学法人東京都立大学と当社の間には特別な関係はありません。

②当社又は当社の特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

③主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況と社外取締役に期待される役割に 関して行った職務の概要
取締役	青島 矢一	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席しています。長年の経営戦略分野研究の専門家としての学識経験を活かし、適宜当社の経営に有用な発言を行うとともに、経営陣の監督に務めております。
取締役	石井 淳子	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席しています。長年の雇用や労働に関する豊富な経験と高い見識を活かし、適宜当社の経営に有用な発言を行うとともに、経営陣の監督に務めております。
取締役	石井 一郎	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席しています。豊富なグローバル経験及び企業経営に関する見識を活かし、適宜当社の経営に有用な発言を行うとともに、経営陣の監督に務めております。
取締役 (監査等委員)	樋口 哲朗	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、また監査役会4回の全て、監査等委員会13回の全てに出席しています。長年の公認会計士としての豊富な監査経験を活かし、適宜当社の経営に有用な発言を行っています。
取締役 (監査等委員)	星 周一郎	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、また監査役会4回の全て、監査等委員会13回の全てに出席しています。長年の法律の専門家としての学識経験を活かし、適宜当社の経営に有用な発言を行っています。

④当社の親会社又は当社親会社の子会社から受けた報酬等の総額

該当する事項はありません。

5.会計監査人の状況

(1)会計監査人の氏名又は名称

有限責任 あずさ監査法人（東京都新宿区津久戸町1番2号）

(注) 当社の連結子会社のうち、海外子会社の一部については、当社会計監査人以外の監査法人からの監査を受けております。

(2)会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
①事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	63百万円
②当社及び子会社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	67百万円
③当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	74百万円

(注) 1. 当社又は子会社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①および②の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めています。

2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、前期の監査計画・監査の遂行状況、当該期の監査計画の内容、所要の監査体制・監査時間および報酬見積り等の相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等について妥当な水準であると判断し、同意いたしました。

(3)非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の非監査業務として、国際財務報告基準(IFRS)への移行に関する指導・助言業務を委託しております。

(4)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人を解任できる相当の事由が生じた場合、又は会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合、当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、会社法に基づき必要な措置をとることといたします。

6.会社の体制及び方針

(1)内部統制システムの基本方針

当社は、「日鉄ソリューションズ企業理念」に基づき、企業価値の継続的な向上と社会から信頼される企業の実現を目指しています。また、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、以下のとおり内部統制システム（業務の適正を確保するための体制等）を整備し、適切に運用するとともに、企業統治を一層強化する観点から、その継続的改善に努めています。

I. 監査等委員会の職務の執行のために必要な事項

①当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助しその円滑な職務遂行を支援するため、監査等委員会事務局を設置して専任の使用人（以下、本事務局員）を置きます。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置きません。

②本事務局員の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および監査等委員会の本事務局員に対する指示の実効性の確保に関する事項

本事務局員は専任とし、監査等委員会の指示の下で業務を行います。また、本事務局員の人事異動・評価等について、人事本部長は監査等委員会と事前に協議することとし、本事務局員の執行部門からの独立性と本事務局員に対する監査等委員会の指示の実効性を確保します。

③当社および子会社の取締役・使用人等が監査等委員会に報告をするための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員、部門長およびその他の使用人は、法令又は当社の規程に定めるところに従い適時・適切に、職務執行の状況、内部統制システムの整備・運用状況（内部通報制度の運用状況を含む。以下、同じ。）、重大な事故・事件その他リスクマネジメントに関する事項を直接又は内部統制・監査部等の当社関係部門を通じて監査等委員会に報告するとともに、その他経営上の重要事項についても、取締役会、経営会議、内部統制委員会等において報告し、監査等委員会と情報を共有します。

また、当社のグループ会社の取締役、監査役、使用人等は、法令又は当社の規程等に定めるところに従い適時・適切に、各グループ会社における職務執行の状況、内部統制システムの整備・運用状況、重大な事故・事件その他リスクマネジメントに関する事項を直接又は内部統制・監査部等の当社関係部門を通じて監査等委員会に報告します。

④前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ前項の報告をした者に対し、内部通報に関わる規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いはい行いません。

⑤監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務の執行上必要と認める費用を予算に計上し、監査等委員からその費用の請求があった場合には、会社法の定めに基づき適切に処理します。

⑥その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の内部統制・監査部長は、監査等委員会と定期的に又は必要の都度、内部統制システムの運用状況等に

関する意見交換を行う等、緊密な連携を図ります。また、当社は、同委員会が組織的かつ効率的に監査を実施することができるよう環境の整備に努めます。

Ⅱ. 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社および当社の子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

①当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、又は報告を受けます。

業務を執行する取締役（以下、業務執行取締役）は、取締役会における決定に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役に報告します。

市民社会の秩序や安全に脅威を及ぼす反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては毅然とした対応をとります。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制

取締役会議事録をはじめとする職務執行に係る各種情報について、法令並びに法令および定款に適合した社内規程に基づき、その重要度に応じた保存・管理方法および管理主管部門を定めた上で、当該管理主管部門が適切に保存および管理を行います。

また、経営計画、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時・適切な開示に努めます。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門長はリスクアセスメントシートに基づき、自部門における事業上のリスクの把握・評価を行い、各々のリスク特性に応じたリスクコントロールを行うとともに、規程・マニュアル類等で業務ルールを定め、業務を遂行します。内部統制・監査部および機能部門は、規程・マニュアル類の遵守状況をモニタリングすることで、各部門のリスクマネジメント状況を把握・評価し、助言・指導を行います。

経営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合には、会社に対する損害・影響等を最小限にとどめるべく、社長を本部長とする「危機対策本部」を招集し、必要な対応を図ります。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程に従い、経営計画・事業戦略や設備投資・投融資等の重要な執行事項について、それぞれの全社審議機関および経営会議の審議を経て、執行決定を行います。

取締役会等での決定に基づく業務執行は、各業務執行取締役、各執行役員、各部門長等が遂行します。

⑤当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備します。

各部門長は、各部門の自律的内部統制システムを整備するとともに、法令および規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令違反行為の未然防止に努めます。また、法令および規程遵守のための定期的な講習会の実施やマニュアルの作成・配付等、社員に対する教育体制を整備・充実し、法令違反のおそれのある行為・事実を認知した場合、すみやかに内部統制・監査部長に報告します。

内部統制・監査部長は、当社グループ全体の内部統制システムの整備・運用状況を確認し、各部門における法令および規程遵守状況を把握・評価するとともに、法令・規程違反の防止策等の必要な措置を講じます。さらに、これらの内容については、内部統制委員会に報告するとともに、重要事項については、経営会議および取締役会に報告します。また、業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用します。

社員は、法令および規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負います。法令違反行為等を行った社員については、就業規則等の定めに従い厳正な処分を行います。

⑥当社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および各グループ会社は、「日鉄ソリューションズ企業理念」に基づき、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行うとともに、業務運営方針等を社員に対し周知・徹底します。当社は、グループ会社の管理に関してグループ会社管理規程において基本的なルールを定め、その適切な運用を図ります。

グループ会社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備するとともに、当社との情報の共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図ります。各主管部門は、各グループ会社の内部統制の状況を確認するとともに、必要に応じ改善のための支援を行います。当社グループ経営に重要な影響を及ぼす重要事項など一定レベル以上の事項については、グループ会社各社に対し事前協議・報告を義務付けます。また、グループ会社各社の取締役より業務執行状況や重要な経営課題等について定期的に報告を受け、各社の状況把握に努めるとともに、必要な対応を図ります。

内部統制・監査部長は、各機能部門と連携し、当社グループ全体の内部統制の状況を把握・評価するとともに、各主管部門および各グループ会社に対し、指導・助言を行います。

当社業務の適正性を確保するために、当社は日本製鉄グループの一員として、当該グループ企業理念を共有するとともに上場会社として経営活動の独立性を確保し、適正な業務の運営を行います。当社の親会社との契約・取引条件等は法令に従い、合理的に決定します。

(2)内部統制システムの運用状況

①当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の内部統制システムは、「内部統制基本規程」のもと、部門長の責任による自律的内部統制活動を基本とし、内部統制・監査部が内部統制システムの基本方針の立案を行い、各部門の策定した内部統制活動計画を取りまとめ、全社としての内部統制計画を策定し、内部統制維持・向上に向けた活動を進める一方、機能部門が全社ルールの制定・維持管理（改善を含む）及び各部門による実行・遵守状況のモニタリングを行い、その状況・結果を内部統制・監査部監査室が監査にて確認・評価するという枠組みで実行しております。

2021年度においては、2020年2月に公表した当社の一部の物品仕入販売型取引事案に関する再発防止策等の浸透・定着化に引き続き取り組むとともに、再構築した内部統制PDCAに基づき、各部門が中期・年度事業計画に連動させたリスクマネジメント活動を推進し、網羅的なリスク体系に照らした重要リスク認識の確認および更新、リスクコントロールに向けた規程類の整備と運用状況のモニタリング、リスク感度の向上施策等、リスクマネジメントプロセスの一層の強化と当社グループ全体への浸透・定着化に向けた活動を推進しました。

監査室は、国内全事業部・共通部門・子会社、及び海外子会社の内部監査を実施しております。

社長を委員長とした内部統制委員会で、内部統制計画、内部統制活動の実行状況評価等、内部統制システム全体の維持・強化に関連する事項を審議し、内部統制活動の継続的改善を統括します。

定期的に「内部統制責任者会議」「内部統制担当部長会議」を開催し、社内各部門・子会社に内部統制に関する情報共有や各リスクへの対応方針の徹底を図っております。

また、毎事業年度の内部統制システムの構築・運用状況については、取締役会において確認を行っております。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

当社は、取締役会議事録、経営会議議事録等について法令及び社内規程に則り適切に管理しております。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「内部統制基本規程」に基づき、事業活動全般にわたり内在する様々なリスクについて、各部門が事業推進にあたってのリスク認識を行い、リスクコントロールを行うことをリスクマネジメントの基本としております。また機能部門が各部門の実行・遵守状況をモニタリングします。これらの活動により、継続的にリスクマネジメント活動の改善に努めております。

当社は、「危機管理規程」に基づき、経営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機対策本部を招集し、必要な対応を図ることとしています。

また、重大インシデント発生を想定した対応訓練や、地震防災BCPに基づく、大規模地震の発生を想定した初期初動訓練を実施しております。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

2021年度は、取締役会を16回、経営会議を41回開催し、「決裁権限規程」に基づき、経営上の重要な事項について決定を行いました。

⑤当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社との取引については、毎事業年度取締役会に実績報告を行うとともに、当該取引が当社の利益を害するものではないことについて判断を行っております。

子会社に対しては、「グループ会社管理規程」に基づき重要な事項に関しては当社の取締役会あるいは経営会議において審議・承認を行っております。

⑥監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員会事務局を設置し、専任の使用人を配置し、監査等委員会の職務を補助しております。当該使用人は業務執行から独立し、監査等委員会の指揮命令のみに従っております。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人の人事異動及び人事評価については、監査等委員会との事前協議の上実施しております。

⑧当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

重要な意思決定事項等については、監査等委員会への事前説明を行っております。業務に関わる諸課題につ

いては、関係部門が適宜監査等委員会に報告しております。

内部者通報窓口（ヘルプライン）への通報内容に関しては、都度通報事実及び対応経緯を監査等委員会に報告しております。

⑨子会社の取締役、監査役及び使用人が監査等委員会に報告する体制

重要な意思決定事項等については、監査等委員会への事前説明を行うこととしております。子会社の業務に関わる諸課題については、総務部等の関係部門が適宜監査等委員会に報告しております。

⑩監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

「ヘルプライン運用規程」に基づき、監査等委員会への報告をした者に対し、報告したことを理由とする不利な取扱いは行っておりません。内部通報制度に関しては、社内報等を通じて社員に周知しております。

⑪監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務執行について生ずる費用に関しては、期初に適切に予算計上を行っております。また、緊急又は臨時に支出した費用に関しては、事後監査等委員の償還請求に応じております。

⑫その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会の他、経営会議にも出席し、事業戦略・経営課題を共有化するとともに、取締役の職務執行状況を監査しています。

また、社外取締役と監査等委員会との社外取締役ミーティングを開催し、当社の監査状況等について社外取締役との意見交換を行っております。

(3)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は将来にわたり競争力を維持強化し、企業価値を高めていくことが重要と考えております。利益配分につきましては、株主の皆様に対する適正かつ安定的な配当及び事業成長に備えた内部留保を確保することを基本としております。

当社は、剰余金の配当の回数については、3月31日、9月30日及びその他取締役会が定める日を基準日とする旨、また配当の決定機関については、自己の株式の取得、準備金の額の減少及び剰余金の処分に関する会社法第459条第1項各号に定める事項を取締役会が定めることができる旨を定款に規定しています。

当期末日(2022年3月31日)を基準日とする剰余金の配当につきましては、直近の配当予想から1株につき2円増配の36.0円の配当を実施したいと考えています。2021年9月30日を基準日とする剰余金の配当につきましては、1株につき30.0円を実施しており、年間合計では66.0円の配当を実施することとなります。これは、前期(2020年度)と比較して13.5円の増額となります。

なお、配当につきましては、連結業績に応じた利益還元を重視し、連結配当性向30%を目安としております。次期の剰余金の配当につきましては、年間合計で1株につき70.0円とする予定であります。

本事業報告に記載する金額、株式数等につきましては、表示桁未満の端数がある場合、これを切り捨てています。また、比率につきましては、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入しています。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	187,686	流動負債	62,165
現金及び預金	5,865	支払手形及び買掛金	17,828
預け金	90,216	リース債務	2,034
受取手形	266	未払金	11,695
売掛金	55,100	未払法人税等	6,476
契約資産	11,592	契約負債	12,311
有価証券	2,000	賞与引当金	10,301
仕掛品	19,488	受注損失引当金	521
原材料及び貯蔵品	159	プログラム補修引当金	183
その他	3,115	事業撤退損失引当金	149
貸倒引当金	△120	その他	662
固定資産	109,103	固定負債	31,195
有形固定資産	23,747	リース債務	2,918
建物及び構築物（純額）	10,331	役員退職慰労引当金	97
工具、器具及び備品（純額）	7,308	事業撤退損失引当金	259
土地	2,543	退職給付に係る負債	11,205
リース資産（純額）	2,711	資産除去債務	2,931
建設仮勘定	851	繰延税金負債	10,534
その他	0	その他	3,247
無形固定資産	6,900	負債合計	93,360
ソフトウェア	2,757		
のれん	2,458		
その他	1,685		
投資その他の資産	78,455		
投資有価証券	67,824		
繰延税金資産	4,091		
差入保証金	6,223		
その他	366		
貸倒引当金	△48		
		純資産の部	
		株主資本	158,051
		資本金	12,952
		資本剰余金	9,950
		利益剰余金	135,150
		自己株式	△2
		その他の包括利益累計額	38,636
		その他有価証券評価差額金	38,427
		為替換算調整勘定	208
		非支配株主持分	6,741
		純資産合計	203,429
資産合計	296,790	負債及び純資産合計	296,790

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		270,332
売上原価		210,011
売上総利益		60,321
販売費及び一般管理費		30,505
営業利益		29,815
営業外収益		
受取利息	217	
受取配当金	318	
持分法による投資利益	39	
投資事業組合運用益	467	
解約違約金収入	304	
その他	280	
営業外費用		1,627
支払利息	42	
固定資産除却損	29	
為替差損	120	
貸倒引当金繰入額	118	
事業撤退損失引当金繰入額	239	
訴訟関連費用	0	
その他	80	
経常利益		30,811
特別損失		
和解金	702	702
税金等調整前当期純利益		30,109
法人税、住民税及び事業税	9,980	
法人税等調整額	△484	
当期純利益		20,613
非支配株主に帰属する当期純利益		636
親会社株主に帰属する当期純利益		19,977

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	176,049	流動負債	91,253
現金及び預金	2,060	買掛金	18,416
預け金	90,216	リース債務	2,002
受取手形	246	未払金	5,229
売掛金	48,320	未払法人税等	5,050
契約資産	11,287	未払消費税等	3,941
有価証券	2,000	契約負債	11,243
仕掛品	18,299	預り金	38,317
原材料及び貯蔵品	134	資産除去債務	29
前払費用	681	賞与引当金	6,277
未収入金	1,362	受注損失引当金	418
関係会社短期貸付金	293	プログラム補修引当金	177
その他	1,146	事業撤退損失引当金	149
貸倒引当金	△0	固定負債	26,053
固定資産	110,381	リース債務	2,894
有形固定資産	22,769	退職給付引当金	6,668
建物	9,835	事業撤退損失引当金	259
構築物	30	資産除去債務	2,767
工具、器具及び備品	6,859	繰延税金負債	10,537
土地	2,542	その他	2,926
リース資産	2,669	負債合計	117,306
建設仮勘定	831	純資産の部	
その他	0	株主資本	130,696
無形固定資産	4,386	資本金	12,952
ソフトウェア	2,714	資本剰余金	9,950
リース資産	1,670	資本準備金	9,950
その他	0	利益剰余金	107,796
投資その他の資産	83,225	利益準備金	163
投資有価証券	67,366	その他利益剰余金	107,633
関係会社株式	9,778	繰越利益剰余金	107,633
関係会社出資金	444	自己株式	△2
長期前払費用	18	評価・換算差額等	38,427
差入保証金	5,513	その他有価証券評価差額金	38,427
その他	137	純資産合計	169,124
貸倒引当金	△32	負債及び純資産合計	286,431
資産合計	286,431		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		235,519
売上原価		188,973
売上総利益		46,546
販売費及び一般管理費		23,367
営業利益		23,178
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2,223	
有価証券利息	21	
投資事業組合運用益	467	
解約違約金収入	303	
その他	159	3,176
営業外費用		
支払利息	58	
固定資産除却損	26	
為替差損	18	
事業撤退損失引当金繰入額	239	
減損損失	58	
その他	8	409
経常利益		25,945
特別損失		
和解金	702	702
税引前当期純利益		25,243
法人税、住民税及び事業税	7,535	
法人税等調整額	△372	7,163
当期純利益		18,079

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告
書

「ご
参考」

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

日鉄ソリューションズ株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河野 祐

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 濱田 睦 将

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日鉄ソリューションズ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日鉄ソリューションズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

日鉄ソリューションズ株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河野 祐

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 濱田 睦 將

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日鉄ソリューションズ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査計画（監査方針を含む）、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

日鉄ソリューションズ株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤）	高 原 正 之 ㊟
監査等委員	樋 口 哲 朗 ㊟
監査等委員	星 周 一 郎 ㊟

(注)監査等委員樋口哲朗及び星周一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

個人投資家向けホームページのご案内

当社の事業や業績をわかりやすくご理解いただけるよう、当社ホームページ内に個人投資家の皆様向けの専用ページを開設しております。
ぜひご利用ください。

URL : <https://www.nssol.nipponsteel.com/ir/individual/>

トップページ→IR情報→「個人投資家の皆様へ」をクリック



スマートフォン用ページは
こちらから

<https://www.nssol.nipponsteel.com/ir/individual/>



株主優待のご案内

株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、多様な株主の皆様に当社株式を中長期にわたり継続して保有していただくことを主な目的として株主優待制度を導入しております。

・優待制度の内容

(1)対象となる株主様

毎年3月31日現在の当社株主名簿に記載または記録された100株以上を保有している株主様を対象とし、実施いたします。

(2)優待の内容

毎年3月31日現在の保有株式数および保有期間に応じて、Q.U.Oカードを贈呈いたします。

保有株式数／保有期間	3年未満	3年以上
100株以上	1,000円	1,000円
300株以上	1,000円	3,000円

(3)贈呈時期

6月上旬の発送を予定しております。

株式事務の取扱いについて

事業年度末日	3月31日
定時株主総会 基準日	6月開催 定時株主総会については、3月31日 剰余金の配当については、3月31日、9月30日及びその他取締役会が定める日 その他必要があるときは、あらかじめ公告いたします。
株主名簿管理人 同事務取扱所 （郵便物送付先） （電話お問合せ先）	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031（フリーダイヤル）
同取次窓口 単元株式数	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 100株
公告方法	電子公告を公告方法といたします。 やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載する方法を公告方法といたします。 <公告掲載のホームページアドレス> https://www.nssol.nipponsteel.com/koukoku/index.html

（お知らせ）

- ・証券口座に関するご照会は、お取引の証券会社あてにお問合せ下さい。
- ・特別口座に関するご照会は、上記フリーダイヤルあてにお問合せ下さい。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告
書

「
参考
」

株主総会会場 ご案内図

会場

虎ノ門ヒルズ ビジネスタワー17階 当社会議室

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 電話 (03) 6899 - 6000 (当社代表)

最寄り駅

東京メトロ日比谷線
「虎ノ門ヒルズ駅」
虎ノ門駅方面出口直結

東京メトロ銀座線
「虎ノ門駅」
1番出口より
徒歩5分
1番出口方面地下通路
直結(注)

JR「新橋駅」
烏森口より
徒歩11分

東京メトロ千代田線
東京メトロ日比谷線
東京メトロ丸ノ内線
「霞ヶ関駅」
C2出口より
徒歩8分

都営地下鉄三田線
「内幸町駅」
A3出口より
徒歩8分

会場には駐車場の用意が
ございませんので、ご了承
ください。



(注) 虎ノ門駅から地下通路にて虎ノ門ヒルズビジネスタワーの地下1階まで直接お越しいただけますが、地下通路のため新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、混雑状況を見て、地上の道路も併せてご利用ください。

日鉄ソリューションズ株式会社

<https://www.nssol.nipponsteel.com/>



UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。